

令和元年

社会文教常任委員会会議録

令和元年9月13日

田上町議会

令和元年第6回定例会
社会文教常任委員会会議録

- 1 場 所 第1委員会室
- 2 開 会 令和元年9月13日 午前9時
- 3 出席委員
- | | | | |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 小野澤 健一君 | 7番 | 今井 幸代君 |
| 2番 | 品田 政敏君 | 9番 | 熊倉 正治君 |
| 6番 | 中野 和美君 | 13番 | 高橋 秀昌君 |
- 4 欠席委員
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|------|-------|-----------------|-------|
| 町 長 | 佐野 恒雄 | 保健福祉課長
補佐 | 棚橋 康夫 |
| 副町長 | 吉澤 深雪 | 教育委員会
事務局長 | 小林 亨 |
| 教育長 | 安中 長市 | 教育委員会
事務局長補佐 | 諸橋 弘樹 |
| 町民課長 | 田中国 明 | 第2学校
教育係長 | 長谷川 暁 |
- 6 職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 渡辺 明 |
| 書記 | 中野 祥子 |
- 7 傍聴人
三條新聞社 議会議員 渡邊勝衛
- 8 本日の会議に付した事件
- 議案第48号 田上町印鑑条例の一部改正について
- 議案第49号 田上町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について
- 議案第50号 田上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第53号 令和元年度田上町一般会計補正予算（第3号）議定について中
第1表 歳出の内
3款 民生費

4 款 衛生費

10 款 教育費

第2表 債務負担行為補正

- 議案第54号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定について
- 議案第55号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について
- 請願第3号 県央基幹病院は計画どおりの開院と県立加茂病院の経営は新潟県で行うよう要請する意見書の提出を求める請願について
- 請願第4号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する請願について

午前9時00分 開 会

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、定刻となりましたので、皆さん改めましておはようございます。

それでは、本日社会文教常任委員会の付託案件審査ということでご参集賜っております。ありがとうございます。

本日は皆さんにご審議いただきます議案6件と請願2件になっておりますので、よろしく願いいたします。

今日は、午後からは両小学校の陸上親善大会ということで、当初雨天予報のため延期されたものが、無事に今日の天気だと開催できるのだろうというふうにはっきりしております。週末は、また温泉まつり等で町がにぎやかになるのかなというふうに思います。議員の皆さんからも町の活性化にご尽力賜りますよう、また改めてお願い申し上げて、開会の挨拶とさせていただきます。

それでは、町長、ご挨拶お願いいたします。

町長（佐野恒雄君） それでは、改めまして、皆さんおはようございます。朝から大変ご苦労さまでございます。今日も非常にさわやかな、本当に秋らしいさわやかな朝を迎えることができました。薄布団を1枚かけるとちょうどいいかなというふうな感じの暑さなのですけれども、その一方できのうもお話をさせていただいたのですけれども、この台風15号の影響で千葉県では大変な事態、もう停電が3日も5日も続くというふうな大変厳しい状態を強いられているというふうなことはご承知のとおりでございます。本当にこんなに長く天気が整わないというのはいろんな形で影響があると思いますし、住民の方々にしてみれば本当に厳しい生活を強いられているのかなというのを本当に私どもこうやって何も無いところに見れば想像を超えるような厳しい状態なのだろうと、こう思っております。一日も早い復旧を望むわけですけれども、ご承知のように今回千葉の鴨川市も当然停電が続いております。私ども田上町として、災害協定、板橋区を窓口といたしますか、親としたような形の中で、13自治体でこの災害協定を結ばせていただいております。昨年、私と副町長と一緒に鴨川で総会がありまして参加をさせていただいておりますけれども、今回こういう事態になっているというふうなことで、実は3ブロックに分かれておまして、私どもはBブロックに所属しておりますが、それぞれ板橋区さんが窓口

になって支援の対応をしているということで、Bブロックの私どもに対して今のところ支援はないのでありますけれども、自主的な形で対応しなくてはならぬだろう、こういうことで、昨日鴨川市に向けて500ミリリッター缶を1,000本ですか、一応手配をさせていただきました。今日も電気の復旧は恐らく鴨川市さんはないのだろうと、こう思っておりますし、そういう意味で電気が通じないことによって水の断水も起きているというような状況でありますので、そんな形で一応手配はさせていただきました。今日になるか、あすの形になるかわかりませんが、一応物資のほうはそういう形で手配できましたので、皆さんにご報告をさせていただきたいなと思っております。いずれにしても、本当にそういう一日も早い復旧を求め、幸いにして私ども今回の15号の台風の影響はなかったわけではありますが、本当に災害のないことをありがたいなと思うと同時に、一日一日本当に感謝の気持ちでいかななくてはならないなということをつくづく感じております。

そんなことで、一応ご報告を申し上げましたが、今日は社会文教常任委員会ということで、議案のほうは6件ですか、上がっておりますので、よろしくひとつご審議のほどお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ありがとうございます。

それでは、本委員会に付託されました案件は、議案第48号 田上町印鑑条例の一部改正について、議案第49号 田上町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について、議案第50号 田上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第53号 令和元年度田上町一般会計補正予算（第3号）議定について、議案第54号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定について、議案第55号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について、請願第3号 県央基幹病院は計画どおりの開院と県立加茂病院の経営は新潟県で行うよう要請する意見書の提出を求める請願について、請願第4号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する請願についての以上になります。

これより議事に入りたいというふうに思います。

議案第48号、第49号を議題といたします。

執行側の説明を求めます。

町民課長（田中國明君） おはようございます。それでは、議案第48号 田上町印鑑条

例条例の一部改正についてご説明させていただきます。

先の定例会初日に町長から提案理由の説明がありましたとおり、この田上町印鑑条例の一部改正につきましては、現代社会において旧氏を使用しながら活動する女性が非常に増えてきているというような状況から、住民票あるいは個人番号カードなどへ旧氏が併記できるように住民基本台帳法施行令の一部改正がなされたところでありまして、これが本年11月5日から施行されるというような状況になっておるところであります。それにあわせまして、住民票など関連のものは施行令の中で改正がされておりますので、そのまま旧氏が使用されるのですが、印鑑登録証明事務の関係につきましてはこの法令の中に入っておりませんので、印鑑登録証明事務処理要領というものに基づいて実施しているものであります。そのため町といたしましてこの印鑑条例というものを制定して、運用をしていくという状況でありますので、お願いいたしたいと思っております。

それで、今回その改正につきましては、参考資料のほうをごらんいただきたいと思うのですが、参考資料1が1ページはぐっていただきますと出てまいりますけれども、第5条の関係で住民基本台帳に、まず資料のほうの左側のほうの部分になりますが、中ほどに第5条、(1)ということで住民基本台帳に記録されている氏名、氏などというふうなことで、その後新たに旧氏というものをつけ加えさせていただくという改正になっております。これは、(2)につきましても同様でございます。

1ページはぐっていただきますと、今度(4)ということで、左側の資料のほうになりますが、その氏名の括弧からになりますが、氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載、法第6条第3項の規定により磁気ディスク等によると記載がありますが、これにつきましては、印鑑登録証明は過去におきまして紙ベースで原票として管理をしていたわけでありまして、今般の改正にあわせまして現状の電算処理体制、いわゆるコンピューター処理に合わせた文言の整理等を行わせていただいているものであります。改正の内容については、その他あと文言の整理をさせていただいている部分であります。

それで、今回それでは何がそのようなことで旧氏に変わるのかというのが、皆様のお手元のほうに今日参考ということでお出しさせていただいておりますが、右上に議案第48号参考資料町民課というこのA4の横の資料、これをごらんいただきたいと思いますが、ありますでしょうか。まず、印鑑登録証明につきましては、ちょっとこれ例が余りよくなくて、氏名というのがまず上にありまして、印鑑太郎さんというようなことで載ってまして、その氏名の下に旧氏がそこに表示されるとい

うのが1つです。

それから、1ページはぐっていただきまして、裏面に行きますと今度は住民票の写しの関係になります。ここの紙面、住基太郎さんという下に新たにちょっと太線で囲ってありますが、旧氏という部分で、そこに旧氏があればそこに印字するということになりまして、その次にその2枚目のところになりますが、3ページ目になりますけれども、見ていただきましてと今度これは住民票記載事項証明書という内容のものが先ほどの住民票と同じような形で旧氏が表示されるということでありまして。

それから、4ページ目、はぐっていただきましてと今度は転出証明書という紙面になりますけれども、ここも同じように氏名の下に旧氏が表示されるという形になります。それから、マイナンバーカードのものが5ページ目にございますけれども、これ真ん中がちょっと見にくいのですが、番号と書いてありまして、括弧して〇〇花子とこうありますが、その番号が新しい氏で、旧氏はその括弧の中の〇〇というところに表示がされるというような状況であります。

それで、この旧氏を表示したい場合には、申請の方法といいますか、それがあられるのですけれども、済みません、その前に旧氏とは何かということになりますが、ご承知とは思いますが、過去に名乗っていた氏ということでありまして、その旧氏を表示したい場合は本人から申し出ていただくという形になります。その際には登録したい旧氏が記載された戸籍謄抄本を持参して申請をしていただくというような形で対応をしていくことになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上……すみません、もう一個あるのです。以上が印鑑条例の一部改正の内容になります。

それでは、続きまして議案第49号 田上町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について説明をさせていただきますので、議案書5ページをお願いいたします。税条例等の一部を改正する条例につきましては、今年の令和元年10月1日から今までの自動車取得税にかわりまして、新たに課税される環境性能割というのがございます。これにつきましては、5月の臨時会の際に条例改正で説明をさせていただいた内容になりますけれども、この10月1日から消費増税がされるということで、少し軽減を図っていかうというような形で、環境性能割というものにかわるようになっております。そのときに環境性能割については、町が賦課して、町が徴収するのですが、便宜上町が賦課する形で県から一括して徴収をしていただひいて、県から納入いただくというようなことで、それはしばらくの間ということに法律上なっているのですが、そういうふうな形で税条例のほうを改正させていただいていたとこ

ろであります。それで、今般新潟県のほうで、特定非営利法人を支援するための県税の特例に関する条例というものがございまして、そこの条例の中で特定非営利活動法人に対する税制の減免措置と申しますか、課税免除の措置が改正されました。その関係で町も県と歩調を合わせるような必要があるだろうというような部分で、今回この条例を改正させていただくものであります。

それでは、1ページおはぐりいただきまして、新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思えます。資料ナンバー4になります。今回改正する部分につきましては、環境性能割の課税免除ということで、まずは新規に新たに加えるものであります。その内容は、町長は、特定非営利活動法人が設立の日以後3年以内に特定非営利活動事業の用に供する三輪以上の軽自動車について次の各号のいずれかに該当する取得をしたときは、環境性能割を免除することができるというものになります。(1)としまして、無償による取得。それから、(2)としまして、寄附金、補助金、会費その他これらの性質を有する収入による取得ということでありまして、これらがあつた場合には環境性能割を課税免除しますよという状況であります。それで、田上町においてその該当する法人というものがNPOとして1つ、田上よつばの会というものがございまして、今ほど説明しましたように設立後3年ということになりますので、よつばの会は平成27年4月15日設立になっておりますので、このものに該当はしていないのですが、今後新たなNPO法人等が設立されることもありますので、今回このような形で税条例のほうの改正をさせていただきたいということになります。

以上、簡単ですけれども、説明を終わらせていただきます。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ありがとうございます。説明が終わりました。

ただいまの説明がありました、まずは議案第48号について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

2番（品田政敏君） 概略はわかりました。それで、これの印鑑条例というのに関しまして、ちょっと外れますけれども、このマイナンバーカード、今どれぐらい発行されている人がいるのですか。

町民課長（田中國明君） 2019年の7月31日現在で田上町としては、675名の方がマイナンバーカードを取得しておる状況でございます。

2番（品田政敏君） どうもありがとうございます。これが結構な数字なのかどうなのかというのはあれですけれども、私も最近やっぱり免許証がある関係で必要ないかななんて思っていたのですけれども、なかなか証明の機会がありまして、私自身

やっぱり推奨なんかしませんけれども、実際個人的なことになります。家の家内なんかも免許証持っていませんので、なかなかいろいろ提示させるところが多くなってきて、おまえも作ったらどうだみたいな話もしていたのですが、別に作る必要もないのだけれども、一応印鑑証明ざっと見て、これは旧姓が載るか載らないかというふうに私どもは判断してよろしいのですよね。

町民課長（田中國明君） 希望される方は、役場に戸籍謄抄本を沿えて申請書を出していただければ旧姓の印字を可能にするということでございますので、お願いします。

13番（高橋秀昌君） 同じ件なのですが、手続上は旧謄本を持ってきて旧氏を記載してもらおうということで、届け出出せば記載しますよというのはいいのだけれども、それ住民が利用するという点では、一旦記載されるわけですから、その人が公的に旧氏を利用するということは可能になるという理解の仕方、旧氏を使おうが、現在の姓を使おうが、どちらを使ってもいいよという捉え方なののでしょうか、それとも使う側のほうがどうなのでしょう。

町民課長（田中國明君） その対応については、例えば銀行とか様々そういったようなところで結婚する、婚姻する前に印鑑登録をして、それで借り入れとかしていたわけですよね。それを今までだったらそれを変えないといけなかったわけですがけれども、それを変えなくて、旧氏を印字することで変えなくてもそのまま昔のものを使っていけるというような形になってくるかと思うのです。そういう部分で、まず銀行とかの対応等、使う先の部分ですけども、ちょっと様々なまだどうするかというような部分が明確になっていないというような話も聞いているのは現状です。

13番（高橋秀昌君） そうすると、私は旧氏を使うか、今の姓を使うかはともかくとして、一旦届けておこうというケースは必ず受理しますよね、必要な手続をすれば。その後については、役場としてみればまだ例えば銀行とか、あるいは様々なところで、それから警察の免許証なんかもありますよね。こういうところでどうするかについては各所の対応いかんであって、役場自身が直接的にああだこうだという立場にはなっていないという理解の仕方よろしいのでしょうか。

町民課長（田中國明君） はい。今高橋委員が言われるとおりだと理解しているところです。

13番（高橋秀昌君） 終わります。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 私から1点いいですか。

実際にマイナンバーをもうお持ちでいらっしゃる方が旧氏を併記してほしいとなった場合には、どういった対応になってくるのでしょうか。新たに再度再発行とい

う形になってくるのか、現在発行しているものを差しかえるような形で対応されるのか、そこをどのような運用になるのか、ご説明願えますか。

町民課長（田中國明君） 一旦こっちで届け出の説明の手続をしていただいて、それでそこにカードをお持ちの方は追記欄に旧姓を追記をするというような形の対応になるということでございます。

社会文教常任委員長（今井幸代君） では、新たに発行手数料とかが要するものではないふうな考え方でよろしいですね。

町民課長（田中國明君） はい。

社会文教常任委員長（今井幸代君） わかりました。ありがとうございます。

13番（高橋秀昌君） もう一点。今直接には印鑑条例という形で出ているのですが、夫婦別姓とは直接的につながらないというふうに捉えるべきなのでしょうか、それともこのことをもって、夫婦別姓が公的に認められるのだよというふうに捉えるべきなの。もし捉えられないとすれば、その根拠はどういうところにあるのかも含めてお願いしたいのですが。

町民課長（田中國明君） 基本的には夫婦別姓とは全く別のものということで理解いただきたいと思えますし、その根拠はどこにあるのだということになれば、恐らく民法の改正がなされていない部分ではないかなというふうなことで考えています。

13番（高橋秀昌君） でも、ここでいうと、ここは印鑑証明の部分ではあるのだけれども、謄本自体に旧氏が記されるというのとまた違うのだ。あくまでもここでいう印鑑証明に限ってだけの旧氏であり、戸籍謄本にそれが旧氏が列記されるということとは全く質が違うという捉え方ですか。

町民課長（田中國明君） あくまで今のものは住民基本台帳法のほうの施行令の改正です。先ほど説明しましたこの資料にあるこの書類だけが旧氏、それからマイナンバーの関係だけになりますので、戸籍のほうではありませんので、あくまでもその変わる部分というのは住民票の謄抄本、それから記載事項証明書、転出証明書、マイナンバーカード、印鑑登録証明書と、この種類のものだけに旧氏の記載ができるということになりますので、お願いします。

13番（高橋秀昌君） そういう限定しているけれども、つまり夫婦別姓を認める方向で、民法はまだ改定されていないので無理だよという説明であります。基本台帳を変えるわけですから、将来的にはそれがステップの材料になり得るという見方で見ているのですが、いかがでしょう。

町民課長（田中國明君） そこまでは今私の段階ではちょっと。

13番（高橋秀昌君） 言えない。読めない。

町民課長（田中國明君） はい。承知していない部分でありますので、いずれそういうふうな状況になるのかもしれませんが、今の段階では何とも申し上げられないところでございます。

13番（高橋秀昌君） はい、わかった。

以上です。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ほかにご質疑のある方、ご発言願います。

（ごめんね。今48だけの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） 48です。

よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、議案第48号に対する質疑は終了したいと思います。

続いて、議案第49号 田上町税条例等の一部を改正する条例の一部改正についてご質疑のある方、ご発言願います。

13番（高橋秀昌君） 環境性能割という表現になるのですが、これは軽自動車、ここでいうと軽自動車の田上町の税に関します。軽自動車等を取付した場合は、それはもう取得税という名称から環境性能割という税に変わるのだという捉え方でいいのでしょうか。1つ、そこ。

町民課長（田中國明君） はい、そのとおりでございます。自動車取得税が廃止されて環境性能割というのが導入をこの10月からされるということで、先回の臨時会のときに条例のほうを改正させていただいております。そういうふうな形で高橋委員の理解でよろしいです。

13番（高橋秀昌君） これが変ることによって、これは国が10月1日から消費税を増税するという見返りのなもので、負担軽減と言いながら平成29年10月1日から1,000cc、一般自動車税が大きく変えられるのだけれども、例えば1,500ccであれば3万4,500円が3万500円に4,000円下がるのですよね、これは。この法律でいうと。ところが、軽自動車税はどこを見ても下がらないというのがわかったのですけれども、この認識は間違いはない。つまり名称は変わったけれども、消費税を上げることにより住民負担を軽減させるといながら、普通車には適用するけれども、軽自動車には基本的に何も変えないと、税額は変わらないという捉え方でよろしいでしょうか。

町民課長（田中國明君） 今高橋委員が言われるのは、2019年10月1日以降に初回新規登録を受けた車に限り、その税率を普通車には適用するということになっているかと思えます。確かにそういう部分でいえば、1,000cc以下の2万9,500円を2万5,000円

に引き下げるわけですから、軽自動車税でいえば確かにそういう特別な軽減措置はありません。

13番（高橋秀昌君） そういうことか。

町民課長（田中國明君） はい。そのような形……

13番（高橋秀昌君） その認識はもちろんわかった。

町民課長（田中國明君） 今回言っているのは種別割の関係になりまして、今日その条例で上げているのは、自動車取得税が廃止されて環境性能割をNPOに限り課税を免除するという考え方でありますから。

13番（高橋秀昌君） うん、これはね。

町民課長（田中國明君） はい。若干別なほうでといいますか、そういう形になりますので、お願いしたいと思います。

13番（高橋秀昌君） では、私の認識がちょっと間違えていたのだな。こういうふうに捉えてよろしいでしょうか。環境性能割というのは、あくまでも新たに取得したときの課税だけだとおっしゃいました。そうすると、2019年10月1日からの額は変わらないのだけれども、自動車税、軽自動車税そのものは1,000cc以下なので……違うよな。これ対象じゃないよな。ここでは4,500円引き下がると書いてあるけれども、違うね。これいわゆる今おっしゃっているのは所得税だよという話なのだが、これは変わらないよと。だけれども、毎年課税される部分、この部分についてはいかがなのでしょう。逆に捉え、私は受け取り方間違えたの。毎年のもは変わらないけれども、取得税そのものは名前変わって額も下がるのだよという捉え方でいいのでしょうか。

町民課長（田中國明君） この10月1日から、今までの自動車税というのを今度種別、軽自動車税でいいますと、今までは軽自動車税という1つだけだったのです。それが10月1日から軽自動車税種別割というのが1つ、これは今までの軽自動車税の部分になります。それで、そのほかに自動車を取得したときに、ぜいたく税という形で今まで自動車取得税というのがかかっていたわけです。それを今度廃止されまして、環境にいい車については、軽減をするという環境の性能に応じて税率を変えて課税するという環境性能割がこの10月1日から導入されるということになりますので、今まで一つのパッケージだったものが2つに分かれるようなイメージになります。

13番（高橋秀昌君） 具体的に幾らになるの、これだと。

町民課長（田中國明君） 臨時的軽減の措置というものがこの10月1日から1年間働き

まして、軽自動車でございますと、例えば電気自動車あるいは2020年度燃費基準プラス10%達成車というもの、それから2020年度燃費基準達成車……すみません、失礼しました。もう一回言います。電気自動車と2020年度燃費基準プラス10%達成車というのは非課税になります。それで、2020年度燃費基準達成車というのは、これ通常は1%の税率、それから上記以外の車ということで2%の税率なのですが、平成29年10月1日から2020年9月30日までの間につきましては電気自動車と、先ほど言いました2020年度燃費基準10%達成車及び2020年度燃費基準達成車については非課税の措置がされます。上記以外の車だけ1%のその1年間については負担をお願いするというような形になりますので、お願いします。

13番（高橋秀昌君） そうすると、あくまでもそれは電気自動車等ですので、電気自動車、それからハイブリッド、それからクリーンディーゼルが対象なのだけれども、軽でもそれ電気自動車等についてはそういうのであれば、それはあくまでも1年限りですよという捉え方ですよ。

町民課長（田中國明君） そうです。2019年10月1日から2020年9月30日までご購入された方に限ってのことです。

13番（高橋秀昌君） 限りですね。

町民課長（田中國明君） はい。

13番（高橋秀昌君） はい、了解です。

終わります。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ほかにありませんか。

13番（高橋秀昌君） 大したことないのだね、それ。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ないようですので、議案第49号に対する質疑は終了いたします。

続いて、議案第50号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 改めておはようございます。それでは、議案第50号について説明をさせていただきます。

議案書で7ページからになります。田上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。提案理由といたしましては初日に町長が申し上げましたとおり、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行により、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴いまして、条例の一部を改正す

るものであります。

今回改正の主な内容につきましては、改正条文、それから新旧対照表、非常に文字数等多くなっておりまして、非常にわかりづらい表現となっております。それで、議案第50号の参考資料ということで配付をさせていただきました。そちらのほうで説明をさせていただきたいと思っております。

今回の改正の主な内容につきましては、幼児教育・保育に係る3歳児から5歳児の保育料を無償にする改正、それから保育料無償化に伴い給食費につきましては、これ引き続き保護者の負担となることから、給食費の徴収を可能とする改正、そのほか全体にわたりまして用語の変更が主な内容となっております。先ほども言いましたように非常に改正文、条文、新旧対照表わかりづらい内容でございますので、参考資料のほうをごらんいただきたいと思っておりますが、1ページにつきましては保育料無償化の関係でございます。これまで0歳児から5歳児に係る利用者負担、保育料ですけれども、徴収しておりましたが、10月からは3歳児から5歳児にかかります利用料につきましては、無償とされるという内容となっております。ただし、給食費、これまで保育料に含まれておりました副食費になりますけれども、こちらについては自宅で子育てを行う場合でも負担費用であることから、引き続き保護者から負担をしていただくこととなります。これも主食費、副食費ということで分かれておりますが、竹の友幼稚園を例にいたしますと、3歳児から5歳児につきましては、主食費につきましては家庭のほうから主食、御飯のほうを持参していたため、主食費につきましては徴収はしておりませんでした。

2ページ目になりますけれども、こちらにつきましては利用者負担の支払い先、これは私立の幼稚園、保育所の例になりますけれども、私立の幼稚園、保育所、今まで市町村経由で保育料のほう支払いをしておりましたが、今回副食費、給食費のみの徴収となりますので、利用している施設のほうに直接支払うという形に変わるという中身でございます。

次に、3ページのほうをごらんいただきたいと思っております。こちらのページの上半分につきましては、冒頭説明をいたしました改正理由でありまして、国基準の改正によりまして、市町村の条例を国で定める基準に参酌することとされているため、改正を行うことから改正するものでございます。下半分以降、一部改正の概要となりますが、この内容を説明させていただきます。まず、いろいろな言葉が出てくわけではありますが、子ども・子育て支援制度で使われている言葉について若干説明をさせていただきたいと思っております。

3 ページのところ、支給認定というところに吹き出しがございますけれども、この部分でございますが、子ども・子育て支援制度の施設型給付の該当施設を利用するためには、まず市町村に支給認定を申請して利用のための認定、こちら区分と必要量の認定を受けなければ利用することができないということで、認定部分といたしまして1号認定から3号認定までございます。1号認定につきましては、3歳から5歳の保育を必要とする事由に該当しない子どもということで、1号認定の場合利用できる施設といたしまして幼稚園、それから認定こども園になります。2号認定につきましては、3歳から5歳の保育を必要とする事由に該当する子どもということで、こちらのほうで利用できる施設といたしまして保育所、それから認定こども園になります。3号認定につきましては、0歳から2歳の保育を必要とする事由に該当する子どもということで、こちら利用できる施設といたしまして保育所、認定こども園、地域型保育が利用できる施設となっております。

特例といたしまして、保育を必要とする事由に該当しても、2号認定であっても幼稚園での教育を希望する場合、1号認定を受けるということになっておりますので、ご承知おきいただきたいと思っております。保育の必要量という形になりますけれども、こちらのほうは保育標準時間認定、それから保育短時間認定ということで表がありますけれども、保育標準時間認定というのはフルタイム就業を想定した利用者からとなっております、最長11時間となっておりますのでございます。ごく短時間認定ということで、最長8時間ということで、こちらパートタイム就労を想定した利用時間ということで、保護者の就労条件により標準時間、短時間の認定を行えるような形となっております。

それでは、改正の内容について入りたいと思っておりますけれども、一番下に、3ページの一番下、第2条の関係でございます。こちらにつきましては……すみません、その前に全体的に改正される部分についてでございます。こちら用語の変更というものがございまして、一例といたしまして、「支給認定」という言葉が「教育・保育給付認定」という言葉にかわります。以下、「支給認定保護者」と言われていたものが、今度「教育・保育給付認定保護者」。「支給認定子ども」と言われていたものが「教育・保育給付認定子ども」というように、全体的には用語の改正がうたわれております。ところどころに文言が入っているという中見でも改正してございます。

次に、第2条の関係でございます。こちらにつきましては、国の基準の中で定められておりました用語の定義が追加された中身となっております。

それから、4ページをごらんいただきたいと思います。4ページの第13条の第1項でございますけれども、保育料の徴収対象を3歳から5歳が無償化となることから、全利用者を対象としていたものを3歳未満保育を受ける利用者に改正する中身となっております。第13条第2項の関係では、法定代理受領を受けない場合の負担方法に関する文言についてを直すものでございます。第13条第4項第3号では、保護者から給食費の徴収を可能とするための整備でありまして、従前につきましては1号認定の主食費、第4号認定の主食費のみ徴収可能となっていたものでございます。第13条第4項第3号アでは、所得、これ市町村民税の所得割が3号になりますけれども、所得による副食費の徴収除外の項目を追加するものでありまして、1号認定子どもの3、第3階層が徴収除外とする。2号認定子どものD4階層の途中まで徴収除外対象となることが追加されたものであります。説明欄でD4階層でとまっておりますが、D4階層の途中ということで表現をつけ加えていただきたいと思っております。申し訳ございません。この関係が本日お配りいたしましたひよこのマークがついているような紙が1枚出していただきましたけれども、上がこれ1号認定の保育園になります。利用者負担になります。下が2号、3号になりますけれども、上のほうの第1階層から第3階層までは、今回副食費の徴収を除外するということでございます。それから、下の表になりますけれども、3歳以上児のA階層からD4階層の途中までが徴収除外の対象となります。今回3歳未満児の非課税世帯も徴収除外の対象となることから、A、B階層、こちらのほうは徴収除外の対象となるということでの内容となっております。

続きまして、第13条第4項第3号イでは、多子世帯に係る副食費の徴収除外の項目を追加するもので、1号認定と2号認定で多子世帯の捉え方が違っておまして、第1号認定では小学校3年生までの子どもを含めたまでの間の3人以上の世帯の3番目以降の子どもを徴収除外すると。2号認定の場合、小学校就学前までの子どもが3人以上の場合の世帯の3番目以降の2号認定子どもを徴収除外いたしますと。

(もう一回そこ。小学校何の声あり)

教育委員会事務局長(小林 亨君) 小学校就学前。

社会文教常任委員長(今井幸代君) 同時入園しているということですね。

教育委員会事務局長(小林 亨君) はい、同時入園ということになります。3歳から5歳の間に3人以上いる場合に、3番目は無償になるということになりますので、逆に言うと年子、年子、年子でないと対象になる世帯がないというところがございます。ここ非常に難しい部分でございます。

第13条第4項第3号のウにつきましては、3号認定保育に係る給食費の徴収除外の項目を追加するものであります。こちら、3歳未満児という扱いになります。0歳児から2歳児になりますけれども、こちらにつきましては、今まで同様保育料を徴収するというようになっておりまして、給食費のほうは保育料に含まれているため、0歳児から2歳児の給食費としては徴収をしないという中身になっております。副食費免除の対象となる範囲というのは、5ページのほうをごらんいただきたいと思うのですが、これは国で出している第1子から第3子以降ということで、ここの1号認定子ども、第1階層では今までも保育料無償化ということでなっておりますので、これ変わりなし。縦線の部分ですけれども、こちら今まで保育料が無償化されておりましたけれども、副食費については今回免除するものが追加された関係です。斜め線の部分に関しては、今回新たに副食費のほうを免除する範囲という形になりますので、お願いいたします。2号認定子ども、保育所とか認定こども園になりますけれども、網かけの部分につきましては、これまでも保育料が無償化されている部分ということでありまして、引き続き副食費を免除する範囲という形ですが、今回網かけの部分が追加をされたということで、ご理解のほうをいただきたいと思います。

それから、6ページに入りますが、第35条と第37条につきましては、文言の整理ということで特別利用保育、特定地域型事業ということで文言の整理を賜るものでございます。

第42条の関係につきましては、特定地域型保育事業者による代替保育という連携施設受け入れに関する補足項目が新設をされたという内容になっております。

7ページのほうになりますけれども、今回その条例の一部改正というところで、給食費の徴収ということで説明をさせていただきました。今回歳入のほうで補正をお願いした雑入で、幼児園給食費という部分に関係する内容についてになりますけれども、若干説明をさせていただきます。10月からの幼児教育、保育料無償化に伴いまして、3歳から5歳児の給食費の取り扱いが変更になるということで、今まで給食費は保育料に含まれていたものが10月以降実費になりますという内容でございます。0歳児から2歳児の給食費につきましては、引き続き保育料の一部として利用者のほうから徴収をしていくという内容となっております。

8ページにつきましては、給食費の負担額についての考え方でございまして、これまで保育料算定にかかります法定価格というところで積算された金額といたしまして、1人月額4,500円の負担を求めてきた経緯がございまして、町として独自に金額

を算定する根拠も乏しいため、2で算定した法定価格の中で示されている4,500円という金額を利用者負担として設定をしたいということで、この副食費の中にはおかずのほか、おやつや牛乳、お茶代等も含まれております。参考までに小学校の給食費につきましては月額4,900円、中学校につきましては月額5,800円という金額を徴収しているところでございます。平成30年度の決算見込み額を総園児数と職員数を足した人数で食材料費を割り返しますと、月額で1人4,764円の決算見込みでありました。平成31年度につきましては、4月から7月までの実績として月額4,587円となっており、おおむねこの4,500円程度というものを上回る食材を提供しているというところでご理解いただきたいと思っております。この副食費につきましては、条例施行規則の中で示すこととしておりまして、現在規則改正の途中でございますので、参考までに申し上げます。

以上で説明を終わります。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ただいまの説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

13番（高橋秀昌君） まず、副食費というのが新たに徴収になるような形で出るのだけでも、これまでの副食費は保育料に含まれていたのだよという説明がありましたよね。そうすると、新たに副食費を求めるということになった場合、その人たちは保育料金が全部無料になるわけではないのでしょうか。必ずしもそうではないよね。あくまでも無料になる人の分だけ、これまで払ってもらっていた保育料金の中の副食費だけを抽出して払ってもらいますよという考え方でいいのかな。違うような気がしているのだ、これ読んでいると。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 参考資料の1ページの左側ごらんいただきたいと思っております。今まで保育料といたしまして、保育料の中に副食費が含まれていたという部分でございまして。それで、このたび保育料が無償化になると。保育料部分だけが無償化して、副食費は今までどおり保護者の負担とさせていただきたいという中身でございまして、新たに項目としては副食費という、給食費という新たなものになりますけれども、今まで保育料の中に含まれていたものが分けられた形で保育料の区分だけが無償化されるという考えでございまして。

13番（高橋秀昌君） それは、間違いなくそうなの。自治体によってはその部分をまた新たにそこ出そうとかいう動きもあるのだけれども、田上町においてはそういう動きがないので、間違いなく保育料の無料化になる人だけ副食費部分を抽出しても

らうのだよ。したがって全体としては、表向きは副食費が何か請求されてくるけれども、無償化の部分があるわけだから、実質的にはそうならないのだよという捉え方でいいですか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 本日お配りした資料のところから見ていただきたいと思いますが、ひよこのマークがついているものになりますけれども、1枚目になりますけれども、今回D4階層の途中までがということで先ほど説明させていただきましたが、太枠で囲まれた部分に関しては給食費が副食費の徴収免除の範囲で、ここはゼロになりますと。それ以降、D4の途中から上になりますけれども、例えばD5階層でごらんいただきたいと思うのですけれども、保育標準時間で1万9,500円の補助で徴収しておりましたものが、今回先ほど副食費として4,500円になりますという形になりますので、A階層からD4階層の途中までは副食費もゼロになりますという扱いになりますので、副食費が免除される方と免除されない方はここで線引きをされているという形になりますので、保育料の部分に関しては全員、3歳から5歳、3歳児以上につきましては全員が保育料の部分は免除ですよという扱いになります。お願いしております。

13番（高橋秀昌君） どうもそこのところがすっとんと落ちてこないのは私の理解力が足りないのかなと思って見ているのですが。それで、もう少し具体的にしてほしいのですが、具体的なので例えば今だったら、今の制度的には子どもが2人以上いる世帯、それから3人以上いる世帯は保育料金自体を下げているのだと思うのだけれども、今の制度はどうなの。ちょっと確認しておきたいのですが。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 同時入園の場合、第2子の場合半額、それから第3子の場合ゼロと。

13番（高橋秀昌君） あっ、そうなのだ。

教育委員会事務局長（小林 亨君） はい。

13番（高橋秀昌君） 同時入園なのか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 同時入園です。

13番（高橋秀昌君） 2人目が半額で、3人目は……

教育委員会事務局長（小林 亨君） ゼロ。

13番（高橋秀昌君） ゼロ円なのね。

教育委員会事務局長（小林 亨君） はい。

13番（高橋秀昌君） 世帯ではないのね。世帯で3人いるではなかったのね。まだこども園になる前は、世帯で3人いると無料とか半額という時期があったのだけれども、

だとちょっと私の記憶が正しいかどうかわからないのだけれども、こども園になってからこういうふうと同じところにいけばということになったのだ。その点はどうですか。昔から変わらない。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 同時入園第2子半額、第3子ゼロというのは以前からそのような形になっています。

13番（高橋秀昌君） こども園になる前からそうなの。

教育委員会事務局長（小林 亨君） はい。

13番（高橋秀昌君） それで、年収別で実際に何人いるのか。つまり今回の3歳から5歳までの人、基本的に全部無料と言っているけれども、もともと生活保護世帯は取っていなかったと思うのです。違うかな、そこのところ。それから、生活保護でない世帯でも収入の少ないところは取っていなかったと思うのだけれども、そこの区別を知りたいので、つまり何だかという今度の国のやり方がどのくらい田上町の世帯と子どもたちにプラスになるのか、そこの区分けを知りたいのだけれども、その数字出してくれないか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 今回の階層部分ごとの人数につきましては、何月現在という部分がちょっと今数字が……

13番（高橋秀昌君） 表で出せない。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 持ってきていない。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 出せるでしょう。

13番（高橋秀昌君） それ出して。口頭でも。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 手元にはないのですけれども、後ほど出せる形になると思います。

13番（高橋秀昌君） 口頭では私頭が悪いから、表で出してくれない。

教育委員会事務局長（小林 亨君） それで、今幼稚園のほうでは3歳から5歳、この中全部で158人おります。当然先ほど言われた生活保護による世帯につきましては、当然今までも保育料ゼロということで、そこで表でいうA階層というのがそこに当てはまるわけですけれども、そこに関しては今高橋委員おっしゃるとおり負担ゼロということでこれまでも続けております。

13番（高橋秀昌君） 同じよね。

教育委員会事務局長（小林 亨君） はい、これからも同じ形になっております。それで、今回徴収免除となる世帯であります、39世帯、40人というのがこの徴収免除の対象となると。

13番（高橋秀昌君） どの階層で。

教育委員会事務局長（小林 亨君） AからD4の途中まで。

13番（高橋秀昌君） Aから。

教育委員会事務局長（小林 亨君） D4の途中。線が引いてあるところです。

13番（高橋秀昌君） D4の途中まで。

教育委員会事務局長（小林 亨君） はい。

13番（高橋秀昌君） AからD4の中まででしょう。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 途中で39世帯、40名。

13番（高橋秀昌君） 39世帯。そんなにいる。

教育委員会事務局長（小林 亨君） はい。こちらの方が徴収免除となる世帯となっておりますので、その部分は差し引いた中で今回歳入のほうを整合させていただいてるところであります。よろしかったでしょうか。

13番（高橋秀昌君） うん、わかった。各世帯ごとののをすぐ出せない。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 今はちょっとないです。

13番（高橋秀昌君） ない。だから、俺朝電話したの。数字委員会で求めるから頼むねと言って、用意してあります言うて、ああ、ならいいよと言ったのに。

教育委員会事務局長（小林 亨君） はい、申し訳ございません。私の用意していたのは、この158と40という数字でございまして。

13番（高橋秀昌君） ああ、そうなの。

教育委員会事務局長（小林 亨君） はい、申し訳ございませんでした。

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、これから休憩をとりたいと思っているので、表になると少し……

13番（高橋秀昌君） わかりやすいよね。

社会文教常任委員長（今井幸代君） どのくらい時間が要するのか、ちょっと話聞かせてほしいと思うのですけれども、もしこの休憩中にここに数字を落とし込むのが難しいのであれば、口頭でもいいからとりあえず報告はしていただきたいと思うので。

13番（高橋秀昌君） パソコンの時間なんかほんの少しから。

第2学校教育係長（長谷川 暁君） 幼稚園に戻っての作業になりますので。

13番（高橋秀昌君） えっ。

第2学校教育係長（長谷川 暁君） 幼稚園に戻って作業をすることになりますので。

13番（高橋秀昌君） 何で現場の情報をこっちに来ない、本庁に。何でそういう仕組みにしない。パソコンだけならインターネット上でできるだろう。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 正直この対象者が、各階層ごとの対象者がどれぐらいいるのだという質問は出るに予想しておってしかるべきかなと。

13番（高橋秀昌君） 普通はそういうのって予想しなければならいろう。

社会文教常任委員長（今井幸代君） と思うのだけれども。

13番（高橋秀昌君） 大体あいつらや、こういうこと聞いてくるのではないかって予想しなければ。それでももしかしてもと思って電話したのだから。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 数字これに関しては、この休憩、後で時間とりますので、この間に数字の確認をして、紙に落とし込むまでいかななくても口頭で回答できるように準備をしていただきたいなというふうに思います。

それでは、暫時休憩したいと思います。

（ちょっといいですか。今関連の声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） 関連で。

（うんの声あり）

2番（品田政敏君） どうも今高橋さんの話しているの、竹の友というか、こども園とか何かいう言葉使いましたので、私的にはやっぱりルーテル幼稚園にいる人が、私はそんな大した変わらないよなんかいうような人が、ただになっていいななんていうもう感覚でいたら、そんげんがではないよなんかいうようなので、どうしてだっかって私のほうから突っ込めばよかったのだけれども、今度では俺も作りたい、俺も今度まだまだ作ろうかななんか言うぐらいに冗談言ったのだけれども、そこら辺は同じ、あれ私立ですけども、幼稚園ありますよね。みんな連絡は行っている話なのですか。その点やっぱりそこら辺のさっきの高橋さんの言う人数の関係だとかも一緒に、ついでにというか、出るものだけか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） ルーテル幼稚園につきましては、基本的に1号認定ということで、こちらの表の上の欄がルーテル幼稚園の保育料となっております。負担が変わらないと言われる部分に関しては、恐らく送迎費であるとかの実費徴収部分ではないかなと感じているところでございます。保育料としては、幼稚園につきましては無償化の対象となっておりますので、今回の改正に書かれている内容でございます。

2番（品田政敏君） 休憩時間、いいですか。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 休憩にまだ入っていません。

2番（品田政敏君） このときに、ではそれも一緒に要は把握できないですか。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ちなみに、その表ですが、1号認定の用紙だった

ら各階層あるのですけれども、その階層の人数を知りたいということですか。

2番（品田政敏君） ええ。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ということで理解をしてよろしいですか。

2番（品田政敏君） 多分、こども園というか、いわゆる竹の友の関係しか出てこないと思うので。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 高橋委員は、基本的には2号認定の保育認定こども園の利用者負担額に対する各階層の内訳を報告をしてほしいというふうなご質疑だったと思うのですけれども、品田委員は1号認定のお子さんがその階層ごとの対象者、対象人数をその内訳を確認させてということでよろしいですよ。

2番（品田政敏君） わかったら。

社会文教常任委員長（今井幸代君） それは……

2番（品田政敏君） それはなかったらあれですよ。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 教育委員会のほうで、その回答をするまでに要する時間というのはどの程度確保すれば間に合いますか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 20分程度ちょっといただきたいと思いますが。

社会文教常任委員長（今井幸代君） では、10時半再開で大丈夫でしょうか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） はい。

社会文教常任委員長（今井幸代君） では、すみません、少し休憩長引きますが、その間に当局準備をさせていただきたいということですので、暫時休憩ということで、再開は10時半からというふうにさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

午前10時05分 休 憩

午前10時34分 再 開

社会文教常任委員長（今井幸代君） では、すみません、再開したいというふうに思います。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 大変申し訳ございませんでした。それで、来年の対象者は158名という部分でございましたけれども、全体でよろしいでしょうか。

社会文教常任委員長（今井幸代君） はい。

13番（高橋秀昌君） 3歳から5歳までが158人。

教育委員会事務局長（小林 亨君） はい。全体238名。

13番（高橋秀昌君） ちょっと待って。B階層どこだ。ここか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） B階層19名。

13番（高橋秀昌君） 19名。全体のね。

教育委員会事務局長（小林 亨君） はい。

社会文教常任委員長（今井幸代君） D階層。

教育委員会事務局長（小林 亨君） B。

社会文教常任委員長（今井幸代君） B階層。

教育委員会事務局長（小林 亨君） はい。C階層、こちらのほうが8名。Dの3。

13番（高橋秀昌君） もう一回。

教育委員会事務局長（小林 亨君） Dの3、それが7名。

13番（高橋秀昌君） あといないということね。D1、D2。

教育委員会事務局長（小林 亨君） D1、D2はなしです。

13番（高橋秀昌君） Cがない。あっ、Cがいたな。

教育委員会事務局長（小林 亨君） はい。Dの4、こちら32名、Dの5、こちらが41名、
Dの6、29名、Dの7、28名、Dの8が16名、Dの9が31名。

13番（高橋秀昌君） 三十幾つ。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 31名。それから、Dの10が14名、Dの11が4名、
Dの12が2名。

13番（高橋秀昌君） これは子どもの数だね。

教育委員会事務局長（小林 亨君） はい。

13番（高橋秀昌君） 世帯ではなくて、人ね。

教育委員会事務局長（小林 亨君） はい。それで、1号認定と言われる部分の3階層
というのは4名。上の1号認定と言われます3階層のほうは4名。

13番（高橋秀昌君） ちょっと待って。1号認定の3階層の場合、4名。

教育委員会事務局長（小林 亨君） はい、4名です。こちらのほうが竹の友幼稚園の
8月のデータで引っ張った数字となっております。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 第4階層、第5階層は。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 第4、第5は、今回出てきませんでした。

13番（高橋秀昌君） 出てこないというのは、ゼロということ。

教育委員会事務局長（小林 亨君） ゼロです。

13番（高橋秀昌君） 1号認定、3から5歳。2号認定も3から5歳の8時間保育の人
だよ。違う。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 2号認定のこの時間全体ですので、標準と短時間

の区分けはできておりませんが、

13番（高橋秀昌君） 意味わからない。

教育委員会事務局長（小林 亨君） この全体、4号、階層ごとの人数で。現在竹の友幼稚園にかかります階層ごとの人数となっております。

13番（高橋秀昌君） これは町が用意したのだよね、10月から保育料無償化されますというのは。同じように町が用意してネット上で取り上げたのだけれども、これのこの部分とここが片方が収入で見て、片方が所得で見ているのだけれども、これは課税する関係でそういう分け方しているの。一方で第3階層と言って収入で見て、左側のほうのA、B、C、Dは所得で見ているのだよね。これどういうふうに見ればいいの。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 現在はあくまでも世帯の所得税額の合算額で見られますので、収入としては360万円相当という表現になっているかと思います。

13番（高橋秀昌君） 利用者負担のときについては所得割を適用し、所得割とは所得が例えば月額39万7,000円以上の人とか、そういうやり方をして、今回の副食が免除になると収入で分けるというやり方。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 収入というよりは、おおよそ360万円という収入額に相当する金額が所得割の課税額ということで、7万7,701円未満というような表現になってきていると。

13番（高橋秀昌君） よくわからない。

教育委員会事務局長（小林 亨君） すみません、5万7,700円未満でした。

13番（高橋秀昌君） 所得割が。

教育委員会事務局長（小林 亨君） はい。

13番（高橋秀昌君） 所得が5万幾ら。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 7,700円。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 国の資料の第4階層は360万円未満相当とかという表現になっておりますが、そこを課税額に合わせると5万7,700円というような形の金額になりますので。

13番（高橋秀昌君） そうか。だから、Dの真ん中というのはそういうこと。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 相当額ということでご理解いただきたいと思います。

13番（高橋秀昌君） これは、Dの真ん中なんて言っているのは所得割で5万7,700円というのなのね。

教育委員会事務局長（小林 亨君） そうなのです。

13番（高橋秀昌君） ということなのだね。

教育委員会事務局長（小林 亨君） はい、お願いいたします。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 1点確認させていただきたいのですけれども、1号認定のこの利用者負担額の内訳報告いただいたのですけれども、上から第1階層からゼロ、第2階層ゼロ、第3階層4、第4階層ゼロ、第5階層ゼロということですか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） はい。

社会文教常任委員長（今井幸代君） つまりそれは3、4、5歳児が4名しかいないということですか。というわけないですよね。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 今回竹の友幼稚園に係る1号認定ということで、竹の友幼稚園の中に1号認定の方が4名いらっしゃると、その4名の方の階層につきましては全てが第3階層という捉え方になるということなののですけれども。

社会文教常任委員長（今井幸代君） これでは、町の中の1号認定の内訳というのは。

教育委員会事務局長（小林 亨君） そこは係長のほうから説明させていただきます。

第2学校教育係長（長谷川 暁君） 竹の友幼稚園の長谷川です。どうぞよろしく願いします。

先ほど1号認定の話で、局長のほうから竹の友幼稚園に在園している1号認定の子どもが4人ということで話が説明があったかと思うのですが、そのほかに町内ルーテル幼稚園が1号認定ということで、子どもが5名いらっしゃいます。ルーテル幼稚園の1号の合計人数が36名おります。その内訳としましては、先ほどの利用料の表と見比べていただきたいのですが、第1階層がゼロ人、第1がゼロです。第2階層が4名、第3階層が7名、第4階層が19名、第5階層が6名、以上で36名になるかと思いますが、ルーテル幼稚園はこのような階層で子どもたちが在籍しているような状況となります。

以上です。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ありがとうございます。

13番（高橋秀昌君） AからDの中で徴収免除になるのは39世帯、40名と言ったけれども、数字が合わないですわね。この対象、この40名の人たちというのは、どこにどう配置されているのですか。さっきのA、B、C、Dなんか、Bから階層別にどれだけ在籍しているかについては全体を出しているね。今回徴収免除になる40名というのは、どこの階層にどういうふうに配置しているの。

（何事か声あり）

13番（高橋秀昌君） 議会なのだから、そういうの用意してきなさいよ。

（申し訳ございませんの声あり）

13番（高橋秀昌君） 当たり前なことだねかね。何でそういうことが用意されないの。こんな別に難しい議論しようとしているのではないのだよ。実態を知りたいというそれだけなのだよ。その実態を示せないで、どうやって審議するのだね。教育委員会の議会に対する軽視だよ、これは。強い抗議しておきます。大体現場行かなければわからぬなんかいうから、事前に行っておけばいい話ではないかね。30分も休憩とってさ。あなた方の姿勢が議会軽視なのですよ。わかりますか。難しい議論しているのではないのですよ。あなた方が提案した数字について、こちらが具体的に知りたいという話ではないですか。それに答えられないなんていうのはとんでもないですよ。そんな資料を出せばいい話ではないですか。わからないかよ、こんなこと、単純なことが。本当に侮辱されているとしか思えない。大体あなた方、どんな質問が出るか想定しているでしょう、議会があれば。どんな疑問が出るか、それに基づいて準備するというのがあなた方の仕事でしょうが。それで、その仕事は何だかといえば、議会と執行のいい議論を作っていく保障になるでしょう。私ははじめからあなた方を攻撃する目的で聞いているのではないのですよ。実態を知りたいというだけの話なのでしょう。その資料も出せなかったら、どうやって議論するのですか。教育委員会でも1時間の議論するのですか、これで。議論にならないではないですか。資料がそろわないでしょうが。議論というのは、そういう資料を出して、田上町で一体何が不足しているのか、何が絞れないものか、足りないものはどうするのかというのが政治議論でしょう。そのベースを出さないでどうやって議論するのですか。委員長、強く今のやり方について教育委員会は独立しているのだから、そんなことぐらい当たり前なことなのだから、やらせて。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 申し訳ございません。今ほどの高橋委員……

13番（高橋秀昌君） 教育長、謝罪しなさいよ、そのの。あなたの責任でしょうが。

教育長（安中長市君） 資料をきちんと用意してこなくて、大変申し訳ございませんでした。

13番（高橋秀昌君） いいですか。今後はどんな議論が出るだろうが、全部用意する。それで、わからなければ委員に何を用意すればいいですかと聞けばいいねかね。そうすればすぐ出るでしょう。私悪いけれども、8時半の時点で電話したのだよ。全部用意してあるというから、ああ、わかりましたと答えている。そんなこともしないで、へいへいとしないでくれや。議会軽視も甚だしい。ぜひ今教育長が謝罪した

のだから、次回からそういうこと絶対ないようにしてもらいたい。いいですか。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 教育委員会事務局長。

13番（高橋秀昌君） 教育長が答えなさいよ。事務局長ではない。

教育長（安中長市君） 精いっぱい努力します。

社会文教常任委員長（今井幸代君） では、質疑の答弁についてお願いしたいと思いま
す。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 大変申し訳ございません。高橋委員の質問の対象
者、B階層で話をさせて、B階層15名。

13番（高橋秀昌君） D階層。

教育委員会事務局長（小林 亨君） B。

13番（高橋秀昌君） B階層。

教育委員会事務局長（小林 亨君） はい。

13番（高橋秀昌君） 対象者15ね。

教育委員会事務局長（小林 亨君） はい。C階層は7名、それからDの3階層が6名、
Dの4階層18名なのですけれども、このうちの5万7,700円以下の方が該当するよう
な形になります。

13番（高橋秀昌君） それは何人いるの。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 人数の中ですので、総体の人数で出してきたもの
ですから、今区分けがこの段階でははっきりしませんが、その中の内数ということ
で。

（引けばいい。引けば出るの声あり）

13番（高橋秀昌君） まず、32名が全体なのだろう、さっきの。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 40名。

13番（高橋秀昌君） いやいやいや、ごめん、ごめん。さっきの全体階層がD 4は32名
なのだろう。

（単純に12名の声あり）

13番（高橋秀昌君） それで。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 12名ですね、すみません。12名になります。

13番（高橋秀昌君） 12名。

教育委員会事務局長（小林 亨君） はい。

13番（高橋秀昌君） そして、それ足すと40名になるの。

教育委員会事務局長（小林 亨君） はい。

13番（高橋秀昌君） そうすると、全体の子どもたちが3歳から5歳まで158名でいいよね。

（はいの声あり）

13番（高橋秀昌君） 158名のうち、この対象になる者がわずか40名ということは25.3%の人だけが無償化されるだけで、あとは全く変わらないよと。しかもこの数字の中には、以前から無償化されていた、非課税対象者も無償化しているよね、現在はね。均等割のみの人は無償化されている。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 均等割のみの人は、現在は無償化はされておりましたが、今回の副食費の免除の対象には入っております。

13番（高橋秀昌君） そうすると、均等割の人は、授業料は無料化されていないと言ったよね。均等割のみの人は授業料は有料で、現在だよ。今度の制度で7名が副食も含めて無料になるよという話だよ。そうすると、保育料、いわゆる幼稚園料金が無償化されるのは、そこから40名から15名になるので、新たに35名だけが今度の消費税アップによって恩恵を受ける人だということになりますよね。極めて限定された人しか対象になっていないと、そういう捉え方でいいでしょう。

（全員だろうの声あり）

教育委員会事務局長（小林 亨君） 今まで保育料として徴収されていた方に関しては、全て保育料を徴収しないという形になりますので。

13番（高橋秀昌君） 3歳から5歳までか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） はい。

13番（高橋秀昌君） そうか。ごめんなさい。この40名と言ったのは何だよ、これ。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 副食費が免除。

13番（高橋秀昌君） 副食費が、ごめんなさい。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 給食費が免除、新たになる方。

13番（高橋秀昌君） 給食が免除か。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 給食費が免除。

13番（高橋秀昌君） ごめんね。間違えた。給食費が免除されて、そして……わかった。

ごめん。私の捉え方間違った。ごめんなさい。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ほかにご質疑のある方、ご発言願います。

私から1点いいですか。今回副食費を4,500円に設定をしたのですけれども、実際に副食費の園としての運用の方法として、例えば学校であれば1食単位で計算をして月額の給食費算出しているのですけれども、これまでのやり方だと割とこうアバ

ウトという言い方悪いですがけれども、学校給食のような計算算出の仕方とは全く違うような形になっていると思うのです。今回副食費を4,500円とはっきりと設定することによって、そういった園側としてのかかる経費の考え方、運用も含めて変わってくるものなのではないでしょうか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） これまでも副食費としては予算額を計上して。その4,500円をめどに予算要求しておりましたので、その4,500円というのがある程度はっきりしたということで、より明確化してくる部分であろうと思います。

社会文教常任委員長（今井幸代君） では、基本的には、学校給食費に関しては1食当たりの単価を基本的には超えないように設定するわけですよ。例えば月額4,500円、今回参考で平成30年度と平成31年度のかかった経費を出しているのですけれども、そうすると少しはみ出ている部分もあるわけではないですか。こういったところに対しての考え方というのは、特に4,500円にきっちりおさめるとか、少しはみ出ても仕方がないとか、そういうふうな考え方が新たに制度導入されることによって検討されるのかということをお伺いしたいのですけれども。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 4,500円を下回ってはならないという考え方の中で、メニューのほうを考えていきたいというふうに考えております。

社会文教常任委員長（今井幸代君） わかりました。

6番（中野和美君） 今まで給食費、給食にかかる仕入れなのですからけれども、地産地消でやってきていたと思うのですが、一時期地元の食材がちょっと高いということでほかの食材を使ったりすることもあるかと思うのですが、多少その辺は予算の範囲内であるかと思うのですが、一応地産地消を主体にして今後やっていっていただきたいと、これは要望でございます。

13番（高橋秀昌君） 私の資料だと給食費を施設で取るという動きがあるというのを聞いたのだけれども、田上町はどうするのですか。今までだったら施設では保育料金を徴収しないわけでしょう。施設で徴収しているのですか。そういうやり方でないでしょう。給食費を施設で徴収ということになったけれども、そうしたら現場が大変ではないかという思いがある。どうですか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） その件の話につきましては、長谷川係長のほうから説明いたします。

第2学校教育係長（長谷川 暁君） 今高橋委員が言われたとおり、給食費については各施設で徴収というような動きとなっております。ただ、田上町においては竹の友幼稚園は公立ですし、ルーテル幼稚園は私立ですので、ルーテル幼稚園の給食費は

ルーテル幼稚園で徴収というような形になります。竹の友幼稚園に関しては、これから施設で徴収ということになると、高橋委員言われたとおり例えば昔みたいに給食費の袋を保護者にお渡しして、月末までに納めてくださいということになると確かに先生たちの事務、保護者の手間も煩雑になるかと思えます。ですので、今考えているのが今まで保育料ということで口座から引き落としをさせていただいておりましたが、その口座を引き続き使わせていただいて、口座から引き落としになるような形で考えております。

以上です。

13番（高橋秀昌君） では、基本的に現場が事務が煩雑になって大変だということは田上町に限っていえば考えられないよというふうに理解していいですか。

それから、口座引き落としについては100%が現状ではされているのでしょうか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） では、その件につきましても長谷川係長のほうから説明いたします。

第2学校教育係長（長谷川 暁君） 保育料の口座引き落としの関係です。ちょっとはっきりした数字は、今ちょっと把握はしておりませんが、大部分の保護者の方が口座から引き落としの手続をされております。ただ、中に10名いかない数だと思うのですが、現金納付というような形で毎月納付書で納めていただいているご家庭がございます。そのご家庭についても口座引き落としが便利ですということで定期的にご案内をして、口座引き落としへ誘導といいますか、ご案内を差し上げているような状況となります。

13番（高橋秀昌君） そうすると、田上町の場合はほぼ現場が厳しくないということがわかりました。10人程度だということもわかり、国はどうも強気で、給食費を支払わない場合は、滞納した場合は保育しないというような指示を出しているようなのですが、これは現場でも来ていますか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） それにつきましても、では長谷川係長のほうから説明いたします。

第2学校教育係長（長谷川 暁君） 今高橋委員が言われた国の動きというのは、今のところまだ確認はできておりません。

13番（高橋秀昌君） 私のところ入ってきている情報では、どうも給食費を未払い、延滞した場合はとめるようなこと、捉えようによってはおどしに聞こえるのですが、そういう情報も入ってきていますので、ぜひ田上町はそういうことをしない。滞納したから、もう保育しないよという態度をすぐとるようなことはしないように強く

求めますが、局長、この点について。

教育委員会事務局長（小林 亨君） こちらのほうといたしましても、利用料に関しまして納入のお願いをするとともに、そういった急速な早急な停止という部分には結びつけないという形で考えていきたいと考えています。

13番（高橋秀昌君） ぜひよろしく申し上げます。

私のほうから以上です。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ほかにご質疑のある方、ご発言願います。ほかにありませんか。

ないようですので、議案第50号に関する質疑は終了いたします。

続いて、議案第53号 令和元年度田上町一般会計補正予算（第3号）議定について中、第1表、歳出のうち3款民生費、4款衛生費、10款教育費、第2表の債務負担行為補正について説明を求めます。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） 保健福祉課長補佐の棚橋です。よろしくお願いたします。

議案書の29ページのほうをお願いいたします。議案第53号 令和元年度田上町一般会計補正予算（第3号）議定について中、第1表、歳出のうち3款民生費についてでございます。すみませんが、あわせまして今日お配りいたしました1枚紙の社会文教常任委員会令和元年度9月13日付け福祉課資料、真ん中の上のほうに返還金（3款、4款）と書いた1枚紙になりますが、こちらもお手持ちにごらんいただきながらお願いいたします。

それでは、3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費、補正額85万6,000円についてですが、右のほうの説明に移りまして、老人福祉事業のうち23節償還金利子及び割引料39万8,000円、老人医療費助成事業県補助金返還金です。こちらにつきましてお配りしました1枚紙の返還金の資料のほうをごらんいただきたいと思います。こちらに本来保健福祉課の補正の多くが返還金、実績に伴うお金のほうが返還金になりますので、返還金だけを抜き出しましてこちらのほうにまとめてあります。その一番上のところ、左端に①と記入してあります。こちら老人医療費助成事業県補助金返還金、横に行ってくださいまして、平成30年度補助金として受け入れた額が8万2,000円、それからその隣、平成30年度実績額ということで3万1,000円が実績となりました。その結果、返還額、今回補正額であります。5万1,000円を返還するものでございます。そのまま説明欄を見ていただきますと、見込みとして53件を見込んでおったのですが、実績として33件ということで、実績が少なかつたのです。

で5万1,000円の返還をするものです。議案書のほうお戻りいただきまして、①の内容ですけれども、老人医療費助成事業ということで、65歳から69歳までのひとり暮らし、身寄りがいないひとり暮らし、または寝たきりの高齢者に対する医療費の助成を行うものでして、対象者2名の方いらっしゃるのですけれども、実績が少なかったことによりまして返還するものです。

続きまして、在宅福祉事業費補助金返還金34万7,000円です。こちら返還金の表のほうで説明いたします。②番のところです。在宅福祉事業費補助金返還金のところだけ申し上げます。34万7,000円です。説明のところでは、老人クラブ事業への町から補助金を出したことに對しまして、県のほうから3分の2の補助がもらえますが、その補助金額が実績確定に伴いまして、減になったことによりまして返還するものです。

それから、議案書のほうにお戻りいただきまして、28節繰出金45万8,000円です。こちらは、介護保険特別会計への繰出金です。また、詳細につきましては後ほど介護保険特別会計のところでも説明させていただきますが、この10月からの消費税改定に伴いまして、介護保険介護サービスの報酬改定がございます。その報酬改定に伴いましてシステム改修が必要になりますので、そのシステム改修に当たりまして例年ですと補助金ということで後で決定されるのですけれども、今のところ介護保険に対しての補助金の決定がありませんので、一旦一般会計のほうから繰り出していたいただきまして、今後補助金の決定があればその補助金を受けたものを一般会計に返すというような形になりますが、今回45万8,000円を補正させていただくものです。

続きまして、3款1項3目障害者福祉費、補正額60万1,000円です。右端説明のところでは、こちらの23節償還金利子及び割引料22万7,000円ということで、こちら返還金の表の③番のところをごらんください。県補助金返還金、返還額22万7,000円です。こちらは重度心身障害者医療費助成ということで、重度の障害をお持ちの方に医療費を補助、助成する制度があるのですけれども、県のほうから2分の1の補助をいただきまして、平成30年度の対象者としまして338名いらっしゃいました。説明のところでは、見込みとして8,150件を見込んでおったのですが、実績としまして7,804件ということで実績が少なかったですので、その分を22万7,000円返還するものです。

それから、議案書に戻っていただきまして、障害者自立支援事業、13節委託料、電算業務委託料37万4,000円です。こちらにつきましては、このたびの消費税改定に伴いまして障害者の障害福祉サービスの利用につきまして、障害サービスにつま

しても報酬改定というものがあります。それから、あわせて就学前の障害児の無償化、先ほど幼稚園のほうで説明もありましたが、障害児のサービスにつきましても就学前の児童無償化になりますので、それにあわせましたシステム改修が必要になりますので、そのシステム改修費ということで37万4,000円をお願いをするものです。

続きまして、3款1項4目母子父子福祉費、補正額45万円です。説明のところでは、ひとり親家庭等医療費助成事業ということで、返還金の表の④番のところをごらんください。補助金返還額45万円です。こちらは、ひとり親家庭に対する医療費の助成を行うものでして、県のほうから2分の1の補助があるものです。見込み2,760件のところ、実績が2,560件と少なかったですので、その分を返還するものです。

(課長、何年度分になる、今ずっと返還しているのは。最初から言っていないのでの声あり)

保健福祉課長補佐(棚橋康夫君) 申し訳ありません。平成30年度分になります。

(全部、返還は全部そうなるの声あり)

保健福祉課長補佐(棚橋康夫君) 全部、平成30年度分になります。すみませんでした。

続きまして、3款1項5目老人福祉施設費、補正額20万円です。説明のところでは、心起園管理その他事業、需用費、修繕料20万円です。毎年心起園修理に関しまして、当初予算で窓口的に予算をいただいておりますが、平成31年度です。すみません、平成31年度に入りまして送水供給の修繕ですとか、循環ポンプの修繕ということで当初予算に予定していなかった修繕が出まして、その分予算をもうほぼ使い切りましたので、今年度分この特に必要になると思われる修繕料ということで20万円をお願いするものであります。

議案書に戻っていただきまして、30ページのほうをお願いいたします。3款2項3目児童手当費、補正額7,000円、こちらの返還金の1枚紙のほうをごらんください。こちら⑤番のところになります。児童手当事業、国負担金返還金です。こちらは、7,000円の返還額です。説明欄です。3歳未満被用者、こちらにつきましましては3歳未満被用者のみ事業主負担というものがあまして、その分を精算により返還するものです。1名の一月分になりますが、ここの分はほかと精算ができない部分でして、ここだけは別個に補正される形になりますので、7,000円ということで返還するものです。

それから、続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額1万5,000円です。右端行きまして、こちら23節償還金の関係でありますので、

また返還金の1枚紙のほうをごらんいただきたいと思います。⑥番のところになります。未熟児養育医療費等国庫負担金返還金でございます。まず、返還額、円単位まで書いてあります。9,734円なのですが、補正額としましては1万円になります。2,000グラム以下で生まれた未熟児という方の出生から退院までの医療費を補助、助成する制度になっておりまして、その方対象者1名いらっしゃいまして、その方のこの医療費の額について病院のほうにもご確認をしておったのですが、実績が出てきましたら、聞いておった額よりちょっと少なくなったものでして、返還をしたものです。⑥番のところ为国になりまして、2分の1の補助です。それと、あわせましてその下の⑦番のところ、こちらと同じものでして、養育医療給付費等県費負担金返還金4,867円、補正額としては5,000円になりますが、こちらは県からの負担金ということで、4分の1を入れるものです。内容につきましては、今ほどと精算したものと同一ものになります。

それから、4款1項2目予防費、補正額22万6,000円です。こちら返還金の表の一番最後の⑧のところになりますが、健康増進事業費補助金返還金、返還額22万6,000円です。説明欄のところですが、肝炎健診ですが、補助対象となります40歳から64歳の受診者の方の数が想定していたより少なかったものですので、返還するものです。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 続きまして、議案書の33ページをごらんいただきたいと思います。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費30万円の増額をお願いするものでございます。説明欄で説明いたします。羽生田小学校その他事業ということで、修繕料等30万円をお願いするものでございますが、年間に見込んでいた修繕料で漏水とかエアコンの故障などが立て続きまして、早急に修理をする必要がございまして、既に修繕費のほうを使い切ってしまったということで、今後の修繕に備えて増額をお願いするものでございます。

続きまして、2目教育振興費17万円の増額をお願いするものであります。説明欄で説明いたします。田上小学校教育振興費、扶助費、要保護・準要保護児童援助費ということで17万円の増額をお願いするものであります。当初予算で見込んだ児童数に若干の増減があり、不足する額の増額をお願いするものであります。当初1年生2名見込んでいたものが4名になったという部分、それから2年生から4年生につきまして2名見込んでいたものが1名になったと。5年生当初ゼロで見ていたものが1名になった。6年生につきましては、当初4名を見込んでいたものが3名になりましたので、その増減整理を行いまして、不足した額17万円の増額をお願い

いするものでございます。

それから債務負担行為ということで、23ページになります。こちらのほうにつきましては、図書用コンピューターのリース料ということで、3校分の債務負担行為をお願いするものであります。こちら小中学校の図書用コンピューターを11月に入れかえをするに当たりまして、債務負担行為の追加をお願いするものでございますので、よろしく願いいたします。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

質疑のある方、ご発言願います。

13番（高橋秀昌君） まず、33ページの教育費で、要保護・準要保護のことで数字が言われましたけれども、もう一回そのところ、要保護と準要保護を分けて返還出してください。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 人数につきましては、全て準要保護の児童数となっておりますので、よろしく願いいたします。

13番（高橋秀昌君） さっき学年別で言っているのによくわからなかったのだけれども、4、5、6、合計で9名だということでもいいですか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 田上小学校につきましては、2年生から4年生ということで1名ということで、4年生単独での話はちょっとしていなかったの…

13番（高橋秀昌君） もう一回。言って。

教育委員会事務局長（小林 亨君） もう一度言いますけれども、1年生は当初2名が4名になりました。2年生から4年生につきましては、当初2名見込んでいたものが1名になりました。5年生につきましては、当初ゼロ見込んでいたものが1名になりました。6年生につきましては、当初4名見込んでいたものが3名になりましたということです。

13番（高橋秀昌君） 9名だね。

教育委員会事務局長（小林 亨君） はい。

13番（高橋秀昌君） わかりました。

23ページの債務負担行為についてですが、令和元年から令和6年までなので、7年間か。元、2、3、4、5、6。6年間ですよね。6年間のリースなのだけれども、これは何台分ですか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） こちらにつきましては、各校1台ずつとなっております。

13番（高橋秀昌君） 1台ね。

教育委員会事務局長（小林 亨君） はい。令和元年の11月から借り入れをするということになりますので、5年リースの対応となりますのでお願いします。

13番（高橋秀昌君） 5年リース。

教育委員会事務局長（小林 亨君） はい。

13番（高橋秀昌君） それで、当然にしてリースの場合はリース料支払いますよね。何十台とまとめている場合というのはそのほうが得なのかなという感じするけれども、今のように合計3台。これは5年間で39万6,000円、1台について39万6,000円かかりますよという計算なのですが、どうなのでしょうね。買ったほうが安いという計算したのだけれども、そのリースは今までずっとリースしているからリースするのだという考え方なのでしょうかね、それとも私なんかを見ると非常にこれ安く買える。スペックが何か特別高いものなのですか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） スペックに関しては、把握しておらないことではありますが、今回入れかえをする主な理由といたしますのは、2020年1月にウィンドウズ10、現在の図書室システムのOSはウィンドウズ7になっておりまして、そのサポートが切れるということで今回予算を要求したところ認めていただいて、リース料ということでお認めいただいた金額ということで、購入することでもそれほど大きな金額ではないのですけれども、総額の予算の中で対応するということでのリース料の対応ということでの形になっておりますので、よろしくお願いします。

13番（高橋秀昌君） 率直に言うと直接否定するものではないのだけれども、今パソコンの状態がそんな高くないのですよね。ちょっと私、スペックでも一番いいスペックでやってみても、これはあくまでもメーカーが出している数字ですよ。ウィンドウズ10で、しかもスペックがコア i 7で9700、結構高いスペックです。でも、23万1,000円で買えるのです。大体安物でなければ5年、6年は十分に使えるのですよね。図書のものでしたらソフトも入れる必要ありますので、低いスペックを使うと動きが遅くなるのだけれども、こういう高いスペックを使えば町の図書ぐらいのはどうにでもできるというふうに思うのですよね。ですから、もう少し工夫されて、どの程度のスペックのものを入れるのか。そして、それは実際にどのくらいで買えるのか。やっぱり私なんかはネット上で買ったりするわけですがけれども、もちろん私が買うときはプロフェッショナル用を買うのですよね、しょっちゅう使いますから。それでも、これはプロですよ。家庭用ではないのだ。それでも23万1,000円で買える。これがメーカーが出している数字ですから、ほかのところでメーカーでないところ

で検索をかければ、これがさらに下がるのはもうはっきりしているのですよね。メーカーは、当然は当然ほかの人が販売店が売るよりも高く出しますので、そうなるにあえてリースを使わなくてもむしろいいのではないか。もちろん今セブンについてもっと使うべきだなんて考えているわけではないのです。やっぱりその時代の流れですので、ウィンドウズを使えばもうしようがないのですよね。ウィンドウズがスペックを上げれば、それに合わせなければならぬわけですから、今はテンですので。そういうので考えていくと、こんなに高くなくても十分5年から6年使えるのではないかと見えるのだけれども、この点いかがでしょうね。

教育委員会事務局長（小林 亨君） こちらのリース料に関しましては、実質購入手続の額からになります。見積もり等を徴することによって、この金額よりも安価になる可能性もございますので、これは当初予算額に対しての債務負担の金額になっておりますので、今後そういう形で手続することで若干下がる可能性も含んでいるということでご理解されているかと思えます。

13番（高橋秀昌君） 若干なんてものではないで、ものすごく高くかかる、聞いたことがあるから言わせて。

教育委員会事務局長補佐（諸橋弘樹君） 諸橋です。今の図書のパソコンなのですけども、パソコンだけではなくて、図書館のシステムの構築のためのソフトも入っています。その使用料も含めて今回の額、これから契約するに当たり若干縮まる可能性はありますが、それらも含んでいるということであります。

13番（高橋秀昌君） ソフトも入っているのだね。

教育委員会事務局長補佐（諸橋弘樹君） はい、そうです。

13番（高橋秀昌君） ソフトもリースなのですか。

教育委員会事務局長補佐（諸橋弘樹君） 使用料という形になります。リースで本体を含んでいます。

（リースなんだの声あり）

教育委員会事務局長補佐（諸橋弘樹君） リースです。

社会文教常任委員長（今井幸代君） では、この5年間で終了という形。

教育委員会事務局長補佐（諸橋弘樹君） 月々払いでリースをして、それも含めてリース契約をしたいということ。

社会文教常任委員長（今井幸代君） では、その確認なのですけども、今回のものというのはパソコンとあわせて図書の貸し出しシステムと、それに附帯する機器を総合的に含めたものだというふうに捉えてよろしいということですね。

教育委員会事務局長補佐（諸橋弘樹君） プリンターはまだ使えるということで。

社会文教常任委員長（今井幸代君） いいですよ。

教育委員会事務局長補佐（諸橋弘樹君） プリンターとかは極力お金かからないように
とっております。図書のシステムについては、システム構築もあるので、
もとのデータを作っている何か会社があるのです。出版された本を全部情報持っ
ている会社、そこから情報をもらうことによって登録、分類をする、その使用料がか
かってくるので、それらの経費も含めてのことです。

13番（高橋秀昌君） それも入っているの。

教育委員会事務局長補佐（諸橋弘樹君） それらも入ってシステム、そのシステムを使
用させてもらうとそれらもくっついてくるというような形になります。

以上です。

2番（品田政敏君） 今の諸橋さんが回答されたというので、ついでではないのですね
けれども、私自身は図書のコンピューターということで田上町の図書館のデータベー
スの関係で、私どうなっているのだというふうに何回も聞いているのですねけれども、
もう大した見せるほどのものでないですよというふうなずっと待っていて、これ
はあわせてこの関係でいうと資料館の資料についてもデータベースが何もできて
いないのではないかと言ったら、はい、そのとおりですというような形、これから
やっていきますと。全く2020年導入の小学校のプログラミングが始まるに際して、
その辺も今回事務局長のほうから検討してみますという話ですねけれども、そうい
うやっぱり検討とか、そういうのが全然なっていないのではないかと、もうもともと
が教育委員会の中にそういうもののデータを扱うという、認識が相当欠けているの
ではないかと私ずっと感じていましたので、今後も、今機種の問題もありましたけ
れども、その内容のいわゆるソフトというのは人間が入れるので、それも含めま
してちょっと考えてもらいたいと思います。要望でいいです。

教育長（安中長市君） 今度というか、今公民館にあった図書館のデータということで
しょうか。

2番（品田政敏君） はい。

教育長（安中長市君） 今この図書館にあった本に関しては、今度全部データ化し、町
としては新しくできる学習センターにある本と、それから3つの学校にある本を全
部つなげて、どこからでも本が借りられるような形にしたいということで、今デー
タ化に向かっております。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ありがとうございます。

6 番（中野和美君） 29ページの心起園についてなのですが、今回温泉水の送水ポンプや循環ポンプの修繕でみんな使ってしまったので、新たにこの予算を20万円計上してほしいということで今説明があったと私は理解したのですが、この前所管事務調査で心起園や老人福祉センターのほうに行ってきたのですが、その後老人福祉センターでは照明の交換をしたほうがいいのか、すぐにでもしたほうがいいのかという話になりましたし、心起園なら床のゆがんでしまうところとか、トイレを直したほうがいいのかという話が出たのですが、その後どのようなことになっているのかお尋ねしたいのですが。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） 今ほどのご質問なのですが、先般見ていただいたときの場所は、今のところはまだ何もしていないのですが、また新年度に向けてまた全体を通して必要なところを確認しながら進めていきたいと思っております。

（何事か声あり）

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） 緊急性のあるものを最初のほうにやりまして、限られた予算ですので、危険ですとか、そういった緊急度の高いものを優先的にやりまして、そうでないというわけではないのですが、そういったものは当初予算のときに検討して対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

6 番（中野和美君） では、そのとき所管事務調査で話が出た照明なんかは、老人福祉センターの照明なんかはまだしていないことですか。

社会文教常任委員長（今井幸代君） それは中野さん、今回これ心起園の話。それ老人福祉センターなので、それちょっと個別でお願いしていいですか。

6 番（中野和美君） 了解しました。

そしたら、もう一つお願いします。今話に出ました図書館事業なのですが、前丸山教育長のときにやはり図書館今までデータが全然入っていないということで、もう予算もないので無料のそういうソフトを使おうなんていう話をしたのですが、それまた入力が大変で、それこそ人間の手でしなければいけなかったりして、今回その見切ってやるものあれば情報も入っているということで、間違いもなく入力できるのかなと思って、楽しみにしています。よろしくお願いします。それだけでした。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 意見ということで。

6 番（中野和美君） はい。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ありがとうございます。

ほかに質疑のある方。

ないようですので、議案第53号についての質疑を終了します。

続いて議案第54号、第55号について。

(何事か声あり)

社会文教常任委員長（今井幸代君） はい、2件。第54号、同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算、あわせて議案第55号、田上町介護保険特別会計補正予算、以上2案件の説明を求めます。

町民課長（田中國明君） それでは、議案書34ページのほうをお願いいたします。議案第54号 令和元年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ137万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ1億3,037万4,000円とするものであります。

その内容としましては、平成30年度の後期高齢者医療広域連合納付金におきまして、それらお金に対して不足が生じておったということでありまして、その清算のため後期高齢者医療広域連合納付金の増額をお願いするものであります。

それでは、39ページをお開きいただきたいと思います。よろしいでしょうか。歳入になります。4款1項1目繰越金を財源として137万4,000円上げさせていただくというものであります。そういったしますと、前年度からの繰越金が残額としまして約178万円程度残っているというような状況になります。

1ページをめくっていただきまして、40ページです。歳出になります。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金ということで137万4,000円の増額をお願いするものでありまして、この増額の要因になった要因としましては、平成30年度の本算定以降に加入した被保険者の所得が予想以上に多かったというようなことでありまして、大体例年ですと50名ほどお亡くなりになられて、新たに100名ちょっと増えるのですが、その被保険者、増えた方の被保険者の中で所得の状況が割といいような方が大勢いたというような状況で、今回この平成30年度納めたお金が少し足りないので増額の補正をお願いするという内容でありますので、よろしく申し上げます。

以上で説明を終わります。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） 続きまして、議案第55号、議案書のほうは41ページのほうをお開きください。議案第55号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について説明を申し上げます。

令和元年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億

145万8,000円とするものでございます。

46ページのほうをお開きください。歳入ですが、7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金、補正額45万8,000円です。説明欄です。事務費繰入金45万8,000円ということで、先ほど一般会計のところ歳出のところでご説明申し上げました介護保険への繰り出しになります。内容につきましては、47ページの歳出のところでご説明申し上げます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額45万8,000円、右端説明欄です。一般管理費の13節委託料、電算業務委託料45万8,000円です。先ほど申し上げましたが、10月からの消費税の改定に伴いまして、介護保険の報酬、介護保険サービスを使ったときの報酬が改定されますので、それに伴います電算システムの改修委託料になります。その報酬改定に合わせて、介護保険では各要介護度区分に応じて支給限度額というのが設けられておりますが、その支給限度額も消費税の改定に伴いまして引き上げられる関係で、主にこの2点のシステム改修が必要になりましたので、電算委託料ということで補正をお願いするものです。

以上です。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 以上で説明が終わりました。

説明がありました案件に対してご質疑のある方、ご発言願います。

13番（高橋秀昌君） 後期高齢者で75歳以上の増ということと、所得の多い人がおられたということですので、何人加えるとこのぐらいの額になるのですか。

町民課長（田中國明君） 基本的に先ほど言いましたが、亡くなられる方が年間約50人ほどで、新たに増えられる方が100人超例年ですといますので、その100人ほど増えた方の分がたまたま去年は所得が多い人が大勢いたのかなと。あわせまして、平成30年度から一部軽減等の見直しもされておりました。そこら辺の部分でこの算定するときになかなかその詳細な部分までの算定が広域連合のほうでできなかったような要因等もあるようであります。

以上です。

13番（高橋秀昌君） 終わります。

2番（品田政敏君） 今に関連しまして、保険控除も関係しまして、町民課で100人の方のほう結構健康者という人が多いということですよ。単純に言えば平均寿命がそれだけ延びているということもあるのでしょうかけれども、保健課としてはやっぱりその要因というのを、田上はこれだけいるからそういう面もあるのだというような自負というか、そういうのを何かその原因というか把握しているのはありますか。

社会文教常任委員長（今井幸代君） すみません、品田委員、ちょっと質疑の内容が、
ちよっともう一回……

2番（品田政敏君） いや、今のから……

社会文教常任委員長（今井幸代君） どの議案に対してですか。どの事案の。

2番（品田政敏君） 今のから。追加なのですけども、結果的には……
（後期高齢者のでの声あり）

2番（品田政敏君） 後期高齢者。

（2つの議案が出ているからの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） 第54号に対して。

2番（品田政敏君） 少なくなっているという意味では、返還も含めて増額なのだけれども、でも田上としては少ないほうだよと。今までやっぱりもらえるものはもらえ
るといような格好だったのでしょうけれども、町民課の説明ではやっぱり単純に
言う平均年齢が延びているということで、その中でも健康者が増えているという
意味あるわけですよ。だから、その辺で保健課としては自負する、田上はまだこ
れだけいるからという自負があるので、あったらそういう内容も聞きたいとい
うことです。

町民課長（田中國明君） 今ほどの品田委員のご質問ですけども、とりあえず町民課
として保健サイドの話でいえば、特定健診等を一生懸命保健福祉課と一緒に
取り組んでいる状況であります。その特定健診の関係になりますが、平成30年度に
おいては県平均を上回り、約50%程度の受診率に上がってきているというふうな状
況を鑑みれば、それら地道にやってきた成果の一つであろうというふうに考えてい
るところであります。

2番（品田政敏君） ありがとう。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ほかにご質疑のある方、ご発言願います。

ないようですので、議案第54号、第55号に対する質疑は終了します。

これより討論及び採決を行います。

議案第48号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第48号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案

のとおり決定をいたしました。

続いて、議案第49号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第49号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(今井幸代君) 異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり決定をいたしました。

続いて、議案第50号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

13番(高橋秀昌君) 私は、これを賛成の立場での討論をやります。

そもそも消費税を使って福祉の分野で保育料金を下げるというのは、本来の姿ではないと思います。なぜなら福祉の分野をその財源が庶民から集めた税金でやるという。大事な点では、大企業は一円も実質上負担していない、こういう状況を見ればやっぱり消費税というのは実は百害あって一利なしというのが現状だと思います。実際に10%になったら田上町ももっともっとひどい不況が起こるだろうということが想定されます。しかしながら、そういう財源ではあるけれども、田上町の幼稚園に通わせる子どもたちの保育料を、一定程度削減するということが評価できるものとして賛成に回りたいと思います。

以上です。

社会文教常任委員長(今井幸代君) ほかにありませんか。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第50号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(今井幸代君) 異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第53号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第53号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(今井幸代君) 異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案

のとおり決定をいたしました。

次に、議案第54号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第54号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長（今井幸代君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり決定いたしました。

最後に、議案第55号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第55号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長（今井幸代君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり決定いたしました。

これをもちまして本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

委員の皆さんはこれから請願審査があります。執行部の皆さん、大変ありがとうございました。

休憩といたします。

午前11時42分 休 憩

午前11時51分 再 開

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、会議を再開いたします。

これより請願第3号を議題といたします。この件に関しましては、高橋議員が紹介議員になっておりますので、説明をお願いいたします。

13番（高橋秀昌君） 県央基幹病院は計画どおりの開院と県立加茂病院の経営は新潟県で行うよう要請する意見書の提出を求める請願書であります。会派からの紹介をさせていただいたわけですが、私のほうからも若干説明させていただきたいと思えます。

1つは、皆さんご存じのように県知事が財政難を理由に病院関係についても全部見直すと言っているわけでありますが、しかし1つは県央基幹病院というのは長い間の地域住民や、それから関係する自治体の議会、そして首長、こういう方々も含

めて、地域住民や医師会も含めて長い間の議論を通じて、作り上げられてきた計画です。したがって、これを計画どおり進めてもらいたいということでもあります。

もう一つは、知事は吉田病院と加茂病院についても民間移譲も含めてという趣旨の発言をしております、これに対して県営でやることこそ、いわゆるもうからない部分についてもしっかりと医療ができるということで、むしろそういう方向ではなくて県営で行うようという、こういう2つの趣旨を貫いてほしいという請願であります。よろしくお願いいたします。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ただいま説明がありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

2番（品田政敏君） 私、基本的にそれを反対するものではありませんけれども、今の流れといたしますか、それを危惧して、なおさらこういう問題があるのだろうと思えますけれども、今の県政の中で、有識者会議という中で、病院問題も含めて頭をたたくという問題がある中で、その中で私ここで反対意見を述べるわけではありませんけれども、県財政も含めると粛々とやるべきではないのかなというふうに思いますので、意見として一言言わせていただきました。

（質問しているの、私に。質疑だ。今質疑の時間なんだよ
の声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） 品田委員、今のご発言に関しては、品田委員の意見ということで受けとめてよろしいでしょうか。

2番（品田政敏君） はい。

6番（中野和美君） 今この案の意見書なのですけれども、三条市議会議長、阿部銀次郎さんになっていますが、これはすみません、田上町ではなくて。

（これは三条だの声あり）

6番（中野和美君） ええ。本会では田上町に出してほしいということですか。

社会文教常任委員長（今井幸代君） すみません。中野委員、大変申し訳ありませんでした。私も冒頭に説明を申し上げればよかったのですけれども、配付させていただいたこちらの資料に関しては、今近隣の対象になっているのは三条と加茂等で同じような請願であったりとか、各議会のほうでも議案書の提出というような動きがある中で、そのほかの議会がどういった意見書を今回出そうとしているのかという参考として皆さんに配付をしたものになっておりますので、よろしくお願いいたします。ですので、これのような意見書を出してくれということを請願の中であったりとか説明員のほうが申し上げているものではなく、あくまでこれは近隣の議会で提出さ

れる予定の意見書を事務局のほうから。

6番（中野和美君） 準備して。

社会文教常任委員長（今井幸代君） はい、準備をしていただいたものになりますので、よろしくをお願いします。

6番（中野和美君） 前回の議会のときには田上町は意見書を提出したわけなのですが、あのときと私の意見は変わりません。今回このようにまた同じように出してきたというのは、また再度同じような内容で提出、請願者も金谷さんであるのですけれども、このまた再度出してきた趣旨というものは、ちょっと強調したいところがどんなところかとか教えていただけますか。

13番（高橋秀昌君） 6月の段階では基幹病院だけなのです。基幹病院は計画どおりにやってほしいということで、今回の9月の請願のほうは県立加茂病院もこのままいくと民営化される危険性があるということを察知して、この2つの面を出して9月議会に提案されたものなのだそうです。

それから、先ほど品田委員も粛々とやるべきだというご質問というか、ご意見というかよくわからないのだけれども、県知事は一方で国土強靱化という国の補助金や交付税がある事業を多く用意していて、それを進めたいというのが1つある。その一方で、病院とか、それから民生費にかかわる分を補助を下げたいという、有識者会議の結論報告書を読むとそれが入っているのです。そういうのを見ていくと、品田委員が言われたように粛々とやるというにしては、中身が偏っているなというのが私の印象でした。これはあくまでも請願人の声ではなく、私の印象です。

以上です。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ほかにこの請願第3号に対してご質疑ある方いらっしゃいませんか。

9番（熊倉正治君） 最初に加茂とか三条とかの動きも参考に局長に頼んで意見書を調べてもらいましたが、私もきのうからずっと見ていたけれども、県の行財政改革の行動計画の中、余りはっきりとは書いていないのですけれども、この中では県央基幹病院も含めた県央医療圏域における県立病院の役割、あり方や機能、規模については年内をめどに検討を進めることにしていますが、今後さらなる負担の増加となる可能性がありますというような書き方で、負担が毎年上がっているよみたいな表にはなっているのです。

（県財政ねの声あり）

9番（熊倉正治君） そういう意味でいうと多分何らかの見直しは基幹病院も含めてあ

るのだろうとは思いますが、私が調べる限りではこのぐらいの材料しかないのですけれども、高橋さん自身は何かありますか。

13番（高橋秀昌君） いっぱいあるけれども、私の記憶の範囲内でいいでしょうか。

9番（熊倉正治君） いいです。

13番（高橋秀昌君） 県の財政負担が増えているのは、決して県立病院の負担が増えていることは事実なのです。それは、吉田病院と加茂病院だけが増えているのではなくて、がんセンター、これは一番大どころですよ。これだって独立採算制にしたら採算合わないのです。なぜかというと研究機関でもあって、高度医療で常駐して高度な機械を置くわけですから、これは制度上ははじめから補助金を出すという仕組みがあるのですよね。それから、津川病院、ご存じのように率直に言うと僻地ですよ。あそこも大きな赤字を持っているのです。でも、これは僻地だからはじめから補助金を入れる制度があるのです。このように同じ県立でありながら、はじめからそういう入れるという制度がある場所とない場所があるのです。吉田病院と加茂病院というのは、僻地でもないし、高度医療でもないために基本的に最初から補助金を入れるという項目がないのです。最後になると、赤字ですからその部分で補填をして採算を合わせると。熊倉議長がおっしゃったように確かに病院経営の経営陣が増えているのです。だけれども、加茂病院に限って言うと加茂病院は黒字の時代があったのです。それは、あそこに看護学校があった時代なのです。そして、先生が18人いた時代、18人か9人、あの時代は黒字だった。何でかということ、先生も大勢いて、つまり大勢いるということはいろんな科が動くわけですから、加茂、田上が8割ぐらいを占めているのだけれども、患者さんが入ってくる。今は11人まで落として、ひどいときは5人まで落として、そうすると診療科自体が成り立たないのです。今11人だか9人いるのだけれども、実態聞いてみたら手術なんかできないのに麻酔医を置いたり、リハビリなんかほとんど整形外科はなかなか行けない、人がいないのにリハビリを置いたり、そういうことを通じて、しかも常勤といいながら結局そこだけでは仕事がないわけですから、あっち行ったりこっち行ったりして、姓だけそこに置くとか、そういう恣意的としか思えないような、恣意的とは私が断言するわけにいきませんけれども、もっとかつてのような配置をしっかりと、患者さんが来られる体制を作れば、黒字になるとは言わないけれども、もっともっと赤字を減らせる要因が十分あるのですよね。にもかかわらずそうしているというのは最近の調査でわかりました。このくらいでよろしいでしょうか。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ほかにご質疑のある方。

13番（高橋秀昌君） シャべらせると1時間もしゃべる。

社会文教常任委員長（今井幸代君） いいですか。ほかにご質疑ある方、いらっしゃいませんね。

ないようですので、請願第3号に対する質疑は終了いたします。

これより討論及び採決を行います。

請願第3号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第3号の採決を行います。

お諮りいたします。本請願を採択することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） 異議なしと認めます。よって、請願第3号は採択と決定いたしました。

それでは、意見書（案）の配付をお願いいたします。

（意見書配付）

社会文教常任委員長（今井幸代君） 今意見書（案）を配付していただきましたが、皆さん意見書の内容についてはいかがでしょうか。

（ちょっと読ませてくださいの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） はい。

6番（中野和美君） 委員長、本文中のちょっと修正を求めてもいいでしょうか。

大きな修正ではないかもしれませんが、上から4行目の最後、地域住民の大きな期待となっていますという言葉が何かしっくりこないのですが、大きな期待とするところとなっています。何かいい言葉ないでしょうか。

（そっちのほうがいいの声あり）

6番（中野和美君） 何かでもスムーズにいかないかな。

（じゃ、どう直すのの声あり）

6番（中野和美君） 大きく期待されています。

（うん、どうでもいいんじゃないかなの声あり）

6番（中野和美君） どうでもいいですか。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ほかにご意見ある方、ご発言願います。

ほかの議会で提出される予定の意見書等もごらんになっていただいて。

13番（高橋秀昌君） これ県の説明会に参加したときの。ほぼ満席になるほどで、二、三種類ある。だから、それだけ期待が。

6 番（中野和美君） ああ、ザックでした。

13番（高橋秀昌君） うん。3回もやったけれども、そのたんびに満席になった。

6 番（中野和美君） 本当に首長も守らなければならないからやりますよね。
（何事か声あり）

13番（高橋秀昌君） みんなできるものだと思っているのだから。
（そりゃそうですよねの声あり）

6 番（中野和美君） そうですよね。

13番（高橋秀昌君） だから、期待となっているのだ。遠い先の話ではないから。
特に異議ないかな。

社会文教常任委員長（今井幸代君） いいですか。

6 番（中野和美君） これですか。では、よしと。

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、ご意見もないようですので、意見書の
内容についてこれでよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） 異議ありませんので、この意見書の内容で本会議
に提案したいというふうに思います。

一応意見書（案）を読み上げさせていただきたいと思います。

県央基幹病院は計画どおりの開院と加茂病院の経営は新潟県で行うよう求める意
見書（案）。

加茂・田上地域は救急車の受け入れ病院探しに平均で59分を要しています。

受け入れ病院探しに時間がかかり救急車の中で住民が亡くなるという痛ましい事
態と悲痛な遺族の声を背景に、住民の声が高まり、県央5首長と議会をはじめとす
る県央の声となって県に届けられました。10年の歳月を経て県央基幹病院の建設着
工が目前となり、地域住民の大きな期待となっています。

県が基幹病院の見直しや県立加茂病院と県立吉田病院の縮小や廃止を行うことにな
れば、救える命を救えなくなります。県央地区住民の命が軽んじられることにな
らないでしょうか。

県央基幹病院建設は、医師の研修と教育の機能を備えた医師確保の重要な病院と
して計画されました。見直しや縮小では、ますます県央地区に医師は集まってきま
せん。

県央基幹病院は、県央地域と医療関係者の度重なる協議で合意に至った努力を尊
重して計画どおりの建設を求めます。

同時に、加茂病院が「赤字」だからと縮小や廃止などの見直しを行うのではなく、2次医療病院として風邪から終末医療まで、誰もが安心して受診できる県立病院として、公的医療を実施し続けることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、新潟県知事、新潟県病院局長宛てに意見書を提出する予定です。

それでは、この意見書の内容で本会議に提案したいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(今井幸代君) ありがとうございます。

では、続いて請願第4号「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する請願についてを案件としたいと思います。

説明員からの説明を求めます。

13番(高橋秀昌君) 皆さんのところに私学助成資料集というのが行っていると思いますので、私もほとんど理解わからなかったもので、その運動をされている私学の方から説明を受けて、受けたものをお話しするしかありませんので、よろしくお願ひします。お開きいただきたいのは、2ページ目なのですが、私学の経常経費の50%をめどに援助しようという方向で流れてきたのが歴史的な経過なのですが、なかなかそうはならないというのが今の段階で、この公教育を担いながら私立高校への助成金は、公立の約3分の1という状況にあるということがここで示されています。そこで、近年国のほうから保護者への直接支援ということで、3ページの授業料のところをごらんになってください。就学支援金という制度ができて、国が直接的に保護者に負担して軽減を図るということをやられているのですが、そういうことによって、どうも県がさらに国がそうしているのだからといって私学への助成を下げる危険性があるのですという説明を受けました。何でもっと補助が必要なのかということについては、4ページをお開きになっていただきたいのですが、表7のところでご説明させていただいているのですが、県内の公立と私立の高校、これは全日制に限るのだそうではありますが、教務状況ということで、私立高校でいうと専任教師。専任教師というのは、正規職員だそうです。それから、常勤講師というのは正規職員とは違って、請負みたいな感じなのだそうです。非常勤は、ご存じのように例えばその科だけとか、それから一日のうちに自分の持っている教科だけを教えたらもう帰ってしまうとか、そういうのも入るのだそうです。こういうのを見

ていくと、結局私立高校では、一番右側の有期教員比率という言葉があるのですが、非正規職員以外の比率が38.2%もいると。公立高校は21%なのに、こうした点でもなかなか正規職員の割合が上げることができないというのが現状だということで、ぜひとも県の助成を継続あるいは、さらに強めてほしいというのが今度の請願の願いだそうです。

以上で説明を終わります。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ただいま説明がありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。ありませんか。

ないようですので、請願第4号に対する質疑は終了いたします。

これより討論及び採決を行います。

請願第4号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

2番（品田政敏君） 流れを見ると今幼稚園の無償化も始まって、数年後には高校も大学もというようなあるみたいですがけれども、私学でやっていくというのはやっぱりそのカラーが大事だと思うのです。カラーというか、金出してでも行くというのがやっぱり私学だろうと思うし、今そうではなくて、もう全員高校はもうほぼ義務教育化だと、行かなければおかしいみたいな格好で行くというのであれば、そこがやっぱり努力指導といいますか、各学校の努力指導というものをやっぱり言うべきなのではないかなと思うのですけれども、いきなりただにせいやというみたいなのでは私はいけないのではないかなとは思っています。流れですから、皆さん、私もさっきの病院問題ではないですが、賛同はしますけれども、やっぱり重要なものはもうちょっとあるのだろうと思うのです。特にこの地域では暁星高校が人数が一番多いわけですから、そこら辺になると思うのですけれども、やっぱり企業努力ではありませんけれども、学校努力をもっとやってもらいたいなとつけ加えたいと思います。

6番（中野和美君） 私は、反対の立場で申し上げるのではないのですけれども、やはり子どもたちの学業というのはとても大事なことだと思っています。ぜひなるべくであればお金をかけずに勉学にいそしんでいただきたいと思っています。ただ、今説明を受けました教員が正規でない教員が多いからという理由は民間の企業ではよくあることで、やはり正規にしてしまうといろんな社会保険料等多くかかるので、なるべく非正規、非正規というふうに経営を人件費をかけないようにするには走ってしまうので、これだけではなくやはり私立高校には私立高校なりの、今品田委員

申し上げたようないろいろカラーがあったり、やり方があったり、その中での経営改善はぜひお願いしたいところですが、この非正規、非正規のみだけで判断できる部分ではないと思っています。けれども、学費に関しましては、負担を公費で賄うべき部分は大きいとっておりますので、私はこの請願には賛成したいと思います。

社会文教常任委員長（今井幸代君） すみません、私のほうで整理する関係で確認したいのですが、品田委員と中野委員の今のご意見というのは、基本的には請願には賛成の立場で、しかしながら公立高校、私立高校の経営改善の中で、独自性を持った経営改善の中でこういった子どもたちの公私間格差是正にむけて各学校のほうで、努力をしていてもらいたいというようなご意見で理解してよろしいでしょうか。

6番（中野和美君） はい、それでよろしいです。

2番（品田政敏君） いいですよ。

13番（高橋秀昌君） 構成員だからいろいろね。問題は、学校の努力の問題ではないのです。努力しようが、何しようが、公教育における国の負担のあり方という視点なのです。つまり私立であろうが、公立であろうが、公教育なのだから、これ公教育に対して実態がこういう実態ですよ。ですから、もっと補助を上げてほしいですよということなわけ。補助がどんどん、どんどん上がっていけば、恐らく經常経費なんかもしっかりと補助されれば、公立的に補助されれば子どもたちの負担も減るわけではない。子どもたちの負担というのは保護者の負担が減るわけ、授業料が下がるのだから。そういう視点で物を見ないで、何か自助努力しないばだめなんていうのは今回の請願と全く本末転倒な動議だと思います。

以上です。したがって、賛成でございます。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ほかにご意見ある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見がありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第4号の採決を行います。

お諮りいたします。本請願を採択することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） 異議なしと認めます。よって、請願第4号は採択と決定をいたしました。

それでは、意見書を配付願います。

（意見書配付）

社会文教常任委員長（今井幸代君） すみません。では、裏表の印刷になっております。

（表が中身ねの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） はい。新潟知事宛てのもの、そして提出先が国宛てのもの2種類になっております。

すみません、国宛てのほうを皆さんちょっと出していただきたいのですが、ちょっと修正が1カ所あるので、お願いいたします。下から4行目、「継承してくためにも」とあるのですが、「い」を入れて、「していくためにも」に修正していただきますようお願いいたします。

（継承して、いがないかの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） はい、脱字がありました。

（読めねの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） はい、では読みます。

まず、県宛てのほうから行きたいと思います。それでは、意見書（案）を読み上げさせていただきます。

学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書（案）。

新潟県では、高校生の23%（平成30年度）が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしています。

2010（平成22）年度より始まった国の就学支援金制度は、私立高校生の学費負担の軽減に一定の役割を果たしました。その後、2014（平成26）年度の見直しを経て、2020（令和2）年度には年収590万円未満世帯の授業料無償の実施が見込まれています。

しかし、就学支援金制度は授業料に対象が限定されているため、その他の学費である入学金や施設設備費は制度の対象にならず、保護者の負担が残されます。年収250万円未満世帯に対し県独自に入学金と施設整備費への助成が実施されていますが、助成額が不十分なうえその割合は私立高校生全体のわずか11%程度（2017年度）に過ぎません。さらに授業料が無償となる年収250万円から590万円未満世帯では、入学金と施設設備費への助成がまったくないため、年額約27万円の学費負担が残され、わずか5,650円の入学金負担金で済む公立との大きな格差が存在しています。県内私立高校生アンケート（2017年実施）によれば「親の学費負担に対して後ろめたく思う」と答えた高校生が7割を占めており、学費が子どもたちの心に重くのしかかっていることが示されています。

国が就学支援金制度を拡充する時だからこそ、県独自の学費軽減予算を維持・拡充し、入学金や施設設備費への助成対象世帯の拡大および助成額の増額をおこなえ

ば、公私間の学費格差是正に大きく近づきます。子どもたちが学費の心配なく学校で学ぶことができるよう、国の拡充と相まった県の制度の拡充が強く求められます。

また、私立高校の経常経費に対する助成は「経常経費2分の1以内」に限定されてきたために、教育条件においても公立との格差が生じています。たとえば、全教員に占める専任教員の割合は、公立高校で約8割を占めるのに対し、私立高校は約6割にとどまっており、不足分を常勤講師など期限付きの教員で補っているのが現状です。教員はその継続性が求められ、とりわけ私立高校は「建学の精神」にもとづく独自の教育がおこなわれ、その伝統を継承していく必要から専任教員の増員は不可欠です。専任教員の増員など教育条件の向上をはかるため、経常経費に対する助成のいっそうの増額が求められます。

新潟県におかれましては、未来を担う私立校生の教育の充実をはかるため、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

記

1、学費の公私間格差是正へ国の制度拡充と相まって、県独自の学費軽減制度を拡充すること。

2、私立高校への経常費助成を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

こちらに関しては、新潟県知事宛てです。

そして、裏めくっていただきまして、学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書（案）。

今日、全国では約3割の高校生が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしています。

2010（平成22）年度より私立高校生への就学支援金制度が実施され、その後2014（平成26）年度の見直しにより年収590万円未満世帯への支援金増額により授業料負担は一定に軽減されました。さらに2020（令和2）年度には2回目の制度見直しが予定され、年収590万円未満世帯の授業料無償化が見込まれています。

しかしながら、就学支援金制度の対象が授業料のみに限定されているため、入学金や施設設備費の保護者負担が残され、国と県の学費支援を受けても年額約17万円から約46万円の負担が重くのしかかります。5,650円の入学金負担だけで済む公立高校と比べ、学費の公私間格差は依然として大きな開きがあります。県内私立高校生アンケート（2017年度実施）によれば「親の学費負担に対して後ろめたく思う」と答えた高校生が7割を占めており、学費は子どもたちの心にも重くのしかかっている

ることがわかります。子どもたちが学費の心配なく学校で学ぶことができるよう、学費の公私間格差是正が強く望まれます。

また、新潟県では全教員に占める専任教員の割合は、公立高校では約8割を占めていますが、私立高校ではその割合が、約6割にとどまっているのが現状です。私立高校の経常経費に対する助成が不十分であることがその一因と考えられます。また、教育はその継続性が求められ、とりわけ私立高校は「建学の精神」にもとづく独自の教育がおこなわれています。そうした学校独自の伝統を継承していくためにも、専任教員・職員の増員は不可欠です。経常経費に対する助成のいっそうの増額が求められます。

政府ならびに国会におかれましては、未来を担う私立高校生の教育の充実をはかるため、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

記

- 1、私立高校生への就学支援金制度を施設設備費も対象にすること。
- 2、私立高校入学金へ新たな助成措置を講じること。
- 3、私立高校への経常費に対する助成を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長宛てになっております。

意見書の内容については、これでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長（今井幸代君） 異議ありませんので、この意見書の内容で本会議に提案いたします。

これをもちまして本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。以上で閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

午後零時23分 閉 会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和元年9月13日

社会文教常任委員長 今 井 幸 代